

ローカル通貨研究会報告書

2003年6月

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター

目次

巻頭言.....	1
1. 共貨の理念と構想 日本再生の突破口に	2
1.1 文明の転換期	2
1.2 次の長期的上昇を目前にしている日本	5
1.3 構造的デフレの二つの基本的要因とその対処策	10
1.4 ローカル貨幣	11
1.5 共貨の基本的特質	14
1.6 共貨への期待と障害	17
2. ローカル通貨の様相	19
2.1 地域通貨の現状と分類	19
2.2 マネーからエコマネーへ	19
2.3 新たな金融ビジネスモデル	22
3. 地方分権と財政	25
3.1 地方財政の現状	25
3.2 地方公共財と財源調達	25
4. グローバルデフレへの処方箋	27
4.1 重層的貨幣構造の実現	27
4.2 ハイパーインフレ危機への対応	28
5. ローカル通貨の導入障壁	32
5.1 関係する法律	32
5.2 国民通貨との代替可能性	39
5.3 構造改革特区への取り組み（世田谷区）	40
6. 電子決済 / 電子マネー型ローカル通貨の技術的基礎	41
6.1 電子財布の概念	41
6.2 ICカード	41
6.3 決済システム	42
7. 総括	44
7.1 地域通貨の整理	44
7.2 地域通貨普及への課題	45
参考資料	47
地域通貨実践地域リスト	47
地域通貨関連文献リスト	52
研究会開催記録	54
研究会名簿	55

巻頭言

地域通貨をはじめとするローカル通貨への関心の高まりは各界で広がりつつある。当研究会が示したローカル通貨の発行目的及び発行主体の多様性が、揺籃期にあるローカル通貨の概念構築の礎になるものと考えられる。

実体経済と密接に関わったローカル通貨の流通も生まれてきており、一時代が始まるうとしていっている。刑法を初めとして貨幣類似として処罰されることを恐れるために、従来は実体経済との関わりがタブー視されてきた経緯があった。北海道留辺蘂町では商品券を複数回決済に使用する転々流通の試みを行っている。これが構造改革特区とは別に財務省から許可されたことは、ローカル通貨を用いた地方活性化のモデルケースとして興味深い。

公文会長より示された共貨構想には、その貨幣を受け入れるという人々がいるかどうかは貨幣の価値であるとの指摘がある。当研究会でご報告いただいた岩井克人先生が純粋な貨幣論の世界を説いたことに対して、ローカル通貨が狭義の貨幣としては定義されず、広義に貨幣共同体の盟約によって支持される存在であることが明らかにされた。

世界恐慌下においてシルビオ・ゲゼルが提案した減価紙幣は、貨幣流通速度を上げることが目的であり、ローカル通貨として位置づけられたものではないが、日本経済が現在直面しているデフレ経済への処方箋として一考に値するものである。かのケインズは『一般理論』でゲゼルを評して、政策論として意味深いとしている。デフレ対策として世論を騒がしている政府紙幣の議論に欠けているのは、政府が得たシニョレッズをいかに地方に回す仕組みを作るかという点である。ローカル通貨は、それ自体が地域活性化の目的を有している。

ローカル通貨は、コミュニティクレジットと呼ばれる地域内協調融資の枠組みにおいても重要な役割を果たすものと考えられる。地域の資金需要を掘り起こし、地域内の資金循環を生み出そうとすることは、地方の自己決定権を保障する動きである。官庁における地域通貨への関心の高まりからも、ローカル通貨は政策論として意味が出てきている。郵便局や地方銀行を核とした地域再投資の枠組みも検討された。

ローカル通貨をいかなる形態であろうとも、失敗を恐れずに政策実践の場に移すべき時期に差し掛かっている。広くローカル通貨への賛同を募りたい。

研究会が成功裏に運営されたことは、公文俊平会長、加藤敏春主査並びに国際大学グローバルコミュニケーションセンター事務局の尽力の賜である。運営に多大なご支援をいただいた NTT コミュニケーションズ株式会社、並びに遊佐洋取締役には心より謝意を表したい。

2003年6月2日

ローカル通貨研究会名誉会長
千葉商科大学学長 加藤 寛

1. 共貨の理念と構想 日本再生の突破口に

1.1 文明の転換期

われわれの近代文明はいま、さまざまな面で転換期を迎えている。

最大の転換は、近代文明からその次の文明（ポスト・モダン文明）への転換である。近代文明の最大の特徴は、目標を実現するための手段や能力が不断に増進する点にあることから考えると、ポスト・モダン文明の特徴は、目標や価値、意味に関する知識の増進に見られそうだ。もちろんそのような大転換がただちに実現するはずもなく、早くても数百年といった長期間にわたって徐々に進んでいくと思われる。

その意味では、われわれが当面より注目すべき転換は、近代文明内部での転換である。

16世紀の後半に軍事力の増進によって“出現”し、18世紀の後半以来経済力の増進によって“突破”した近代文明は、20世紀の後半にいたって、知力の増進が集中的に進む“成熟”の局面に入っている。

近代化のこれら三つの局面では、それぞれ独自の新しい社会組織が生まれ、それらを主たるプレイヤーとする独自の社会ゲームが普及する。すなわち、“国家化”と呼ばれる近代化の出現局面では、“主権国家”の形成と“威のゲーム”（脅迫・強制力としての国威の増進・発揚ゲーム）の普及とが見られた。“産業化”と呼ばれる突破局面では、“産業企業”の形成と“富のゲーム”（取引・搾取力としての富の蓄積・誇示ゲーム）の普及とが見られた。“情報化”と呼ばれる成熟局面では、近代第三の組織形態としての“情報智業”とでも呼ぶことができる新しい種類の組織の形成と“智のゲーム”（説得・誘導力としての智の獲得・発揮ゲーム）の普及とが見られるようになっていくだろう。

これらの社会ゲームの普及に伴って、それまでは分譲や交換など考えられなかった社会的資源も、そのあり方を変えていく。戦争と外交のプロセスからなる威のゲームは、土地と人民を、その保有者がゲームの結果に応じて交代しうる“領土”や“植民地”に転化した。生産と販売のプロセスからなる富のゲームは、財とサービスを、対価を支払えば取得できる“商品”に転化した。同様に、創造と通有のプロセスからなる智のゲームは、知識と情報を、自由に通有される“通識¹”に転化するだろう。

以上のような認識を前提にすれば、今日の近代文明内部での転換は、国家化、産業化、情報化のそれぞれにおいて起こっていることに気づく。

まず国家化の過程についてみると、16世紀後半に始まった“絶対王政”の出現は、17世紀後半以来の“立憲君主政”への突破へと続き、さらに18世紀後半以降は、“民主共和政”をとる成熟した国民国家を各地に生み出した。民主共和政のもとでの“国民軍”は、

¹ この言葉については、公文俊平、『情報文明論』、NTT出版、1994年、とくにその第九章、「近代文明の進化過程」を参照。

それまでは陣取りゲームのような比較的温和な形で行われていた戦争の性格を、より血なまぐさい熾烈なものに変えた。いわば、戦争が本気で行われるようになったのである。

しかも、国家化の過程はこれで終わったのではなく、19世紀後半以降、後発国の主権国家化が進むと共に、先発国と後発国との間の競合は、20世紀の二度の世界戦争に見られたように、戦争の性格をさらに耐えがたいまでの悲惨なものにした。その結果、威のゲーム（侵略戦争）の社会的正統性が失われるとともに、個々の主権国家の主権性の一部も失われ、20世紀後半以降の世界は、一方に超大国の“帝国”化の傾向がみられると同時に、他方には“ならずもの国家”や“グローバル・テロリズム”への流れを生み出しつつある。² それとともに、戦争の性格もさらに変質しつつある。新しい世紀において戦争や暴力が地球上から消滅することはありえないにしても、過去に威のゲームとして行われていた戦争（や外交）は、すでに終わったのである。結局、今世紀における国際政治面での転換の眼目は、主権国家間の戦争（や冷戦）が、新たな形態の国家間やさらには異なる文明間の対立と紛争に転換する点にあるとあってよいだろう。

次に、産業化の過程について見よう。18世紀後半に、第一次産業革命（軽工業革命）として出現した産業化は、19世紀後半以降の第二次産業革命（重化学工業革命）によって突破し、20世紀後半以降は第三次産業革命（情報産業革命）によって成熟の局面に入っている。ケネス・ガルブレイスの“新産業国家”論が示していたように、第二次産業革命は、寡占的大企業とそれを規制する大きな政府の下で競争が制限されるとともに、ゆるやかなインフレーションの持続によって特徴づけられる産業社会を生み出していた。しかし第三次産業革命は、後発地域の蛙飛び型の産業化を可能にすると同時に、“ムーアの法則”が象徴しているような情報技術による生産性の持続的急上昇を通じて、既存の競争秩序を一変させた。真に価格破壊的で、既存の寡占的産業秩序破壊的でもある本格的な競争が始まったのである。その結果、いまや21世紀初頭の競争は、20世紀の世界戦争にはおよばないにしても、たとえば19世紀初頭のナポレオン戦争を想起させるような、グローバルで熾烈なものになろうとしているように思われる。恐らくその長期的帰結は、戦争（軍国主義的威のゲーム）の非正統化と同様な歴史的意味を持つ、競争（資本主義的富のゲーム）の非正統化だろう。しかしそこにいたるまでには、世界は、新しい技術・生産性水準に合わせた商品価値や資産価値の持続的引き下げ、およびそのなかでの生き残りをかけた競争というデフレ的過程を、かなりの長期間にわたって経験せざるをえないのではないか。すくなくとも、現在世界的に拡大しようとしているデフレ経済化の意味は、産業化の、さらに

² さらにいえば、その中間に、日本やヨーロッパにみられるような、個々の国家の主権の範囲を大幅に縮小しつつ戦争を否定した別の種類の広域的な秩序を模索する試みや、中国やインドにみられるような、言ってみれば二周遅れの、強力な武力を備えた近代的主権国家の建設の試みもある。その意味では、世界経済のグローバル化と並行して、国際政治の世界では、かつて田中明彦が『新しい中世』（1996年）の中でいち早く指摘したような構造の多重化が進んでいる。

いえば近代化過程全体の、歴史的文脈の中に位置づけることで、始めて適切に理解できるのではあるまいか。今世紀における世界経済の転換の眼目は、まさにこの点にあると思われる。

しかし、今日の近代文明の多面的な転換のなかでの恐らく最も重要な側面は、20世紀後半以降の近代化の成熟局面、つまり情報化の開始に伴うものである。すでに述べたように、情報化は、新しい社会的主体としての智業（今日、より普通に用いられている名称でいえば、NGO-NPO-CSO）と、智業間の新しい相互行為の形態（智のゲーム）を生み出しつつある。また、主権国家の構成員としての個人が“臣民”としての意識や行動様式をまず身につけ、産業企業の構成員としての個人が“市民（ブルジョア、シティズン）”としての意識や行動様式をまず身につけていったとすれば、近代智業の構成員としての個人は、“智民（ネティズン、スマート・ピープル）”としての意識や行動様式を、まず身につけつつあるだろう。すなわち、智業と智民は、グループ・コミュニケーションとでも呼ぶことが適切な新しいコミュニケーション（交流）の方式を通じて、共通の目標を共有するとともに、緊密なコラボレーション（共働）を通じて、共有された目標の自力での実現をめざす存在である。³ さらにいえば、産業化によって可能になった安価で高品質の商品を市場で販売して富を蓄積・誇示することを目的とする富のゲームを資本主義的企業が普及させたように、智本主義的な智業は、上述したような目標実現行動の成果を“智場”においてなるべく広く共有させ信奉者・賛同者を募ることで、自らの智、すなわち知的影響力の獲得と発揮に努めるようになっていくだろう。つまり智業は、“智のゲーム”のプレイヤーとなり普及者となっていくのである。

産業化との対比でいえば、現在は、かつての第一次産業革命に匹敵する、第一次情報革命とでもいうべき情報化の最初の波が押し寄せている時期にあたる。産業化の主導勢力となった“ブルジョア”にあたる、情報化の主導勢力としての“智民”の台頭は、すでに始まっている。智民たちは、最初は既存の政府や大企業の“テクノクラート⁴”（やそれに反抗する“ハッカー⁵”）として出現してきたが、やがて、NGOやNPOのような国家でも

³ “自力”といっても、それは、他の智業との共働や、既存の国家や企業との共働を排除するものではない。情報社会の人びとの相互行為を律する理念としては、軍事社会での“闘争”や産業社会での“競争”よりも、“共働”が中核的な地位を占めるようになるだろう。ここでは、競争や闘争がなくなるわけではないが、たとえば“競争”というよりは“競走”ないし“競漕”、あるいは“共創”という字を使うほうがよりふさわしいような形に、変質していくと思われる。

⁴ Henry Elsner, Jr., *Technocrats, Prophets of Automation*. Syracuse University Press, 1967.

Hansfried Kellner, Frank W. Heubeger, *Hidden Technocrats: The New Class and New Capitalism*. Transaction Pub., 1991.

⁵ Steven Levy, *Hackers: Heroes of the Computer Revolution*. 1984 (Penguin, 2001)（邦訳は、スティーブン・レビー著、古橋・松田訳、『ハッカーズ』、工学社、1987年。）

企業でもない新種の組織を動かす“ギーク”⁶たちとなり、21世紀初頭の現在では、モバイルの情報通信手段を駆使して多種多様なアドホック・グループを自由自在に組織し再編成しつつ行動する“スマート・モブズ”⁷へと進化して、来るべき“智民革命”⁸の主導勢力としての注目を集めつつある。彼らはすでに一つの政権（フィリピンのエストラダ政権）の打倒と、一つの政権の擁立（韓国の盧武鉉政権）に成功している。彼らがあげる“レセ・フェール”の叫びは、情報社会でのもっとも基本的な資源である“通識”（産業社会の言葉で言えば“知的財産”）の企業独占に対する反対と、その自由な流通に与る媒体となる周波数の国家所有・配分からの解放に向けられている。おなじ叫びはさらに、グローバル化や中央集権的国家体制に反対してバナキュラーな制度・慣行を残す自由や、政治システムの地方分権化の要求や、本稿の主題である、財やサービスの自由な流通の媒体としての“共貨”の設計と使用の自由の要求にも、向けられていくだろう。

1.2 次の長期的上昇を目前にしている日本

幕末以降西欧型近代文明の移植に進路を切り換えた日本は、西欧がほぼ200年ごとに経験した近代化の三つの波の到来を、ほぼ60年ごとに迎えてきた。すなわち国家化は1850年代半ばに、産業化（とくに重化学工業化）は1910年代半ばに、情報化は1970年代半ばに、出現局面に入った後、それぞれその約30年後に突破の局面を、さらにその約30年後に成熟の局面を迎えた。したがって、本格的な国家化の突破局面は1880年代半ば以降の約30年に、産業化のそれは1940年代半ば以降の約30年に、それぞれ見られた。同様に本格的な情報化の突破局面も、2000年代の半ばには始まるものと期待される。

他方、その中間の時代は、前の波の成熟と次の波の出現が重なる局面にあたっているために、社会的合意の形成が困難となり、“守旧勢力”と“新興勢力”の対立が顕在化するにつれて混迷と停滞がはなはだしくなっていく。したがって、長波的な観点から幕末以降の近代化過程を見直してみれば、約30年の長期的“下降”の後に約30年の長期的“上昇”が続くという循環過程が看取できる。国家化の波でいえば、司馬遼太郎のいう“坂の上の雲”を見つめて走り抜けた上昇の30年の後に、天谷直弘のいう“坂の下の沼”に向かって転落していく下降の30年が続いた。同様に、産業化の波でいえば戦後の高度経済成長の30年の後に、バブルと不況とデフレの“失われた30年”が続いているのである。しか

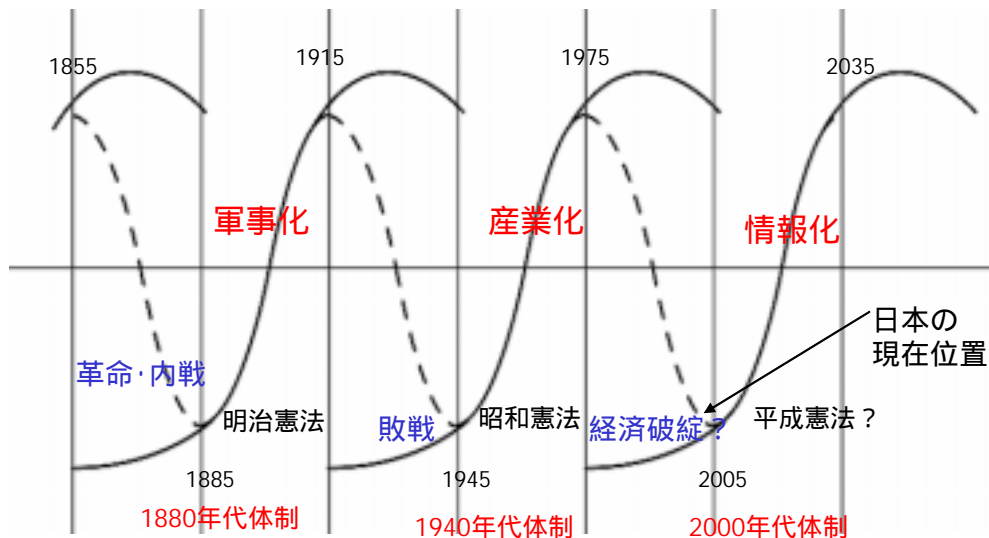
⁶ Jon Katz, *Geeks: How Two Lost Boys Rode the Internet out of Idaho*. Villard, 2000. (邦訳は、ジョン・カツ著、松田和也訳、『ギークス GEEKS ビル・ゲイツの子供たち』、飛鳥新社、2001年。)

⁷ Howard Rheingold, *Smart Mobs: The Next Social Revolution*. Perseus, 2002. (邦訳は、公文俊平、会津泉共訳でNTTより近刊の予定。)

⁸ 公文俊平編著、『ネティズンの時代』、NTT出版、1996年、とくにその第一部第三章、「智民革命の展望」を参照。なお、ここでいう智民の台頭を“創造的階級”の台頭という観点から米国での事態を中心に分析・紹介した書物としては、Richard Florida, *The Rise of the Creative Class*. Basic Books, 2002が興味深い。

し産業化が成熟していったこの“失われた30年”は、同時に情報化の出現が起こっていた30年でもあった。産業化の影に隠れて社会的には傍流ないしサブカルチャーの担い手にすぎなかった情報化の推進勢力は、恐らく今後数年以内に始まる情報化の突破とともに、次の日本社会の主流として急速に浮上してくることだろう（図1）。

図1 日本近代化の三つの波と長波



近代化のそれぞれの局面は、独自の社会的発展目標と、それを実現するための戦略をもつ。日本の場合でいえば、国家化の局面での発展目標は、明治憲法体制の下で、内なる“文明開化”と外なる“列強化”の達成におかれた。その実現の戦略が“富国強兵”の二正面戦略であったが、これは、世界的にはすでに第二次産業革命まで始まっていた時代に近代化＝西欧化を開始した後発国日本としては当然の選択だったといえよう。これらの目標と戦略は、次の産業化の局面においては、昭和憲法体制の下での内なる“民主化”と外なる“平和国家化”に切り換えられ、その実現のための戦略としては、国家主権の回復よりは“経済成長”（一国平和・繁栄主義）への専念が選択された⁹。そしていま、日本はようやく新しい国家体制（恐らくは“平成憲法体制”）の下で、新しい社会的発展目標とその実現戦略に関する全社会的な合意を形成すべき時期にさしかかろうとしている。来るべき第三の上昇局面での新しい発展目標としては、内なる“地方化”（地方分権化・連邦化）と外なる“地球化”（グローバル化への対応）とが選ばれ、その実現戦略としては広義の

⁹ 戦後の日本“国家”は、少なくともグローバル化の流れとの関係でみるかぎり、あまりにも時期尚早な形で、未来の“帝国”のサブシステムとなる方向に変質しすぎたように思われる。そのかぎりでは、次の上昇期の国際政治的課題は、外交や安全保障の面で、より“普通の国”（近代主権国家）に近い形に回帰する方向での路線修正を行うことであろう。同時に、ローカル化の流れとの関係では、実質的な地方分権制の導入が緊急の課題となることもいうまでもない。

“情報化”、すなわち情報産業革命としての第三次産業革命の推進と、情報社会革命としての第一次情報革命の推進という二正面作戦が採用される可能性が高いように思われる。¹⁰

しかし直近の未来についていえば、ほとんどお先真っ暗といたいような展望しかみえてこない。なるほど時代はこれまでも、地方分権化に向かって流れてきた。「地方の時代」という言葉が流行したのはすでに20年以上も前のことであり、¹¹ 1995年には地方分権推進法が、2000年には地方分権一括法が施行されている。それにもかかわらず、日本の現実には、依然として地域的には中央一極集中が、行政的には地方の国への依存が顕著である。地方の貯蓄は銀行が吸い上げて中央で運用される。地方に対しては貸し渋るのである。地方交付税や各種補助金のシステムを通じて地方に流された国の資金は、中央を経由してたちまち国に還流してくる。したがって、それぞれの地方での資金循環は、機能不全状態に陥っている。地方自身の内部では、かぎられた予算のぶんどり合戦や、財政へのたかり、ばらまきの要求が横行し、地域コミュニティの自律的な経営が困難になっている。しかもこれまでは相対的に潤沢にあった予算をもとにして建設された各種の社会資本の更新がやがて必要になってくることは明らかだが、もはやそれに対応するための財源の見込みはたてられなくなりつつある。

という次第で、国や中央に対する地方といっても、その実情となると地域間の差異が大きいの。とりわけ、一つの地方としての東京と、それ以外の地方との格差は、当面ますます拡大している。デフレ不況のさなかでも、東京だけはビルの建築ラッシュが続き、レストランや商店には人びとがあふれ、“ゴールデン・デプレッション”とさえ評されるほどである。¹²

¹⁰ 公文俊平編著、『2005年日本浮上』、NTT出版、1998年を参照。同様な観点から行われたより詳細な分析には、渡辺健一、『日本経済とその長期波動 21世紀の新体制へ』、多賀出版、2003年がある。

¹¹ 1979年4月の統一地方選挙を前にして開かれた首都圏地方自治研究会で、長洲一二神奈川県知事が「当面する巨大都市問題、環境・資源・エネルギー・食糧問題、管理社会と人間疎外の問題など、現代先進工業社会に共通する難問は、自治体を抜きにしては解決できない」として「地方の時代」の創造を提唱し、一躍流行語となった。（オンライン版、『現代政治用語辞典』による。）

¹² 東京都は、都道府県ではわが国で唯一の地方交付税不交付団体である。もっともだからといって、東京都の財政に大きな余裕があるというわけではない。東京都もまた財政難に苦しんでいるのである。地方間の格差は、あくまでも相対的なものにすぎない。その意味では“一極集中”という言葉を文字通りに理解すべきではないだろう。地方間の格差は、いわゆる“ベキ法則”に従う分布の形でみられ、そのかぎりでは、東京につぐ第二、第三の大都市地域はまぎれもなく存在しているのである。それどころか、たとえば人口の分布でみれば、東京や大阪への人口集中は、ベキ法則に従う分布の回帰式から予測されるよりほどには大きくないことがわかる。明らかに政策的あるいは環境的な制約が働いているのである。問題は、その意味での不均等分布の存在それ自体よりも、そのような構造を基本的に前提した上で、各地域がどのような発展や存続の戦略を立てるのかという点にあるだろう。

ベキ法則については、たとえば、Albert-László Barabási、*Linked: The New Science of*

とはいえ、国と地方、東京とそれ以外の地域のこうした構造的格差が、今後とも安定的に持続するとは考えられない。それどころか、国の財政は破局の、日本の経済とりわけ金融システムは沈没の、直前にある。小泉内閣の掛け声にもかかわらず、行政や経済の構造改革は事実上頓挫している。デフレからの脱却方針をめぐる、経済学者や政界・産業界の意見は、四分五裂している。日銀は、今年の四月にはそのマネタリーベースをついに百兆円を超えるところまで増加させてきたが、それをマネーサプライの増加につなげる貨幣乗数は、十年前の半分に近い七倍台の前半にまで下落を続けているために、「おカネが社会に円滑に行き渡らない目詰まり現象が広がっている。」¹³ 今日の日本は、少なくとも当面、かつての敗戦に匹敵するような社会的な大災厄を、いったんは免れえないところまで来てしまったのではないか。

そうだとすれば、日本の各地域にとっていま必要なのは、強く豊かな国や中央の存続を前提しつつ、それへの依存からの脱却や依存の緩和を指向することではないだろう。国や中央の破局がいったんは不可避とみて、それぞれの地域が、あるいは独自に、あるいは連帯して、存続と再生をめざして渾身の力をまずふりしぼることである。(それに成功すれば、その結果として、国や中央も新たに生まれ変わることが可能になるだろう。)そのためにも、実質的な地方分権が不可欠となる。とりわけ、通貨の発行権や税制の決定権を、地方の手に取り戻すことが不可欠となる。¹⁴

他方、世界経済の中での日本の地位は、低下の一途を辿っている。“円の国際化”も掛け声倒れに終わり、グローバル貨幣としてのドルの地位は、むしろますます強化されている。20世紀後半以降の世界経済の駆動力は、第二次産業革命の成熟、すなわちサービス産業化と第三次産業革命の出現、すなわちコンピューター産業の台頭にあったが、第二次産業革命の突破局面を主導した加工組立型の耐久消費財産業(乗用車と家電産業)の立ち遅れを取り戻すことに専念していた日本は、そのどちらの側面でも相対的に立ち遅れてしまった。とりわけ“もの作り”に力を注いだ日本は、経済の“ソフト化”“サービス化”をなおざりにしがちだった。そのため、日本は、娯楽産業はまだしもとして、高等教育、高度医療、法律サービス、流通、建設、観光などのサービス産業、とりわけ“マネー革命”“金融革命”を通じて変貌した金融サービス産業において、決定的に米国の後塵を拝する結果となった。

“マネー革命”や“金融革命”が引き起こしたのは、市場で取引される商品の範囲という次元の拡大であった。すなわち、事物からの権利(所有権や使用権)の分離によって

Networks, Perseus, 2002 (邦訳は、『新ネットワーク思考』、NHK出版、2003年)の第五～第七章を参照。

¹³ 日本経済新聞、2003年5月3日号朝刊。

¹⁴ 以下にわれわれが提示する共貨構想は、そうした権能を地方が取り戻した場合に実施すべき方策の一部となることを期待して作られたものである。

可能となった事物の“証券化”は、その分散的な所有や交換を可能にした。各種の派生的権利の商品化は、第二次産業革命がその出現局面で電力という第二次エネルギーを生み出したことに対比できるだろう。また指数取引や先物取引が導入した、合成商品や未来商品への商品範囲の拡大は、第二次産業革命がその突破局面でプラスチックのような新しい人工物質を生み出したことに対比できるだろう。事実、“金融工学”の発達によって生み出されたオプション、スワップ、スワップションなどの“デリバティブズ”と総称される多種多様な新しい金融商品は、銀行・証券業の様相を一変させた。貨幣自身も、一国で発行されるナショナル貨幣の次元を超えて、さまざまなナショナル貨幣相互間の取引を媒介するグローバル貨幣として進化した。今日では、為替レートは各国経済の“ファンダメンタルズ”とは無関係に乱高下をくり返す¹⁵ 一方、世界生産の十倍、世界貿易の百倍の規模にのぼるといわれるほどのグローバルな貨幣の流れが毎日発生している。¹⁶

それでは、知力の集中的増進を意味する情報化の中での日本の位置づけはどうか。海外のメディアが日本の情報化における立ち遅れをいっせいに指摘したのは、1993年の秋のことだった。これにショックを受けた日本は、その翌年高度情報通信社会推進本部を発足させ、1995年には「高度情報通信社会に向けた基本方針」を発表したが、その後の不況過程への突入のためもあり、その動きは遅々としていた。とりわけ、情報社会の情報通信インフラの根幹というべきインターネットの普及が、容易に進まなかった。ようやく2000年になって情報通信技術戦略本部とIT戦略会議が設置され、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が制定された後、翌2001年の“e-Japan戦略”と“e-Japan重点計画”の決定が行われたころから社会全体にエンジンがかかってきたらしく、2002年には、足踏みする米国を尻目に、DSL、ケーブルモデムやFTTHなど、ブロードバンド化の爆発的進展が見られるにいたった。こうして次の上昇のための情報通信インフラの整備と利用が、急転回し始めたのである。¹⁷

しかし、より重要なのは、日本の智民たちの動きだろう。先にふれた米国の“ギーク”たち 当初は社会の最底辺にいる疎外された奇妙な嗜好や異能の持ち主にすぎなかった彼らは、いまや米国社会の中では尊敬の対象になり、その社会的地位を急速に高めている

¹⁵ 経済物理学者の高安秀樹夫妻によれば、外国為替市場では一日に一万回程度も価格が上下に、しかもしばしば非常に大きく変動する。「外国為替は理想的に自由化されて常に臨界点に近い状態を維持しており、かつ何も規制がないに等しい状態なので、臨界ゆらぎの性質がもっとも顕著に現れる」のである。(高安秀樹、高安美佐子、『経済・情報・生命の臨界ゆらぎ』、ダイヤモンド社、2000年、78ページ。)

¹⁶ 前掲書、78ページ、および、高安秀樹、高安美佐子、『エコノフィジックス 市場に潜む物理法則』、日本経済新聞社、2001年、29ページ。

¹⁷ とりわけ、一昨年以降の“ブロードバンド”の低価格化と急激な普及拡大は、注目に値する。最近のITUの報告は、日本はこの面では世界の最先端にいるとしている。(日本経済新聞、2003年5月8日朝刊による。)そのような流れの中で、e-Japan戦略も、その当面の重点を高度情報通信インフラの構築からその活用に移し始めている。

にあたる日本の智民たちといえ、なんといってもアニメやゲームやインターネットに強い“オタク”たちであろう¹⁸。その後を追っているのが、日本の“スマート・モブズ”としての“親指族”たちである。日本の次の上昇期には、彼らが社会の主流となって“智のゲーム”を普及させると同時に、政治的にも経済的にもめざましく活躍するようになる可能性は高い。

1.3 構造的デフレの二つの基本的要因とその対処策

産業化が戦争の消滅ではなく変質をもたらしたように、情報化は経済活動の消滅ではなく変質をもたらす。かつてアルビン・トフラーはそれを、分化した生産者と消費者に代わる、統合された生産と消費の誕生として特徴づけた。人びとや組織は、経済活動以外の活動（智業を通じての通有目標実現のための共働）にたずさわる時間を増やす一方で、企業の工場やオフィスの外でも、各種の商品（財やサービス）の生産や販売に日常的にたずさわるようになる。¹⁹ いいかえれば、情報社会の市場は、一方的な売り手である生産者と一方的な買い手である消費者が会って取引をする場というよりは、互いに売り手とも買い手ともなりうる市場参加者が取引を行う場としての性格を強めるようになる。それに伴って、取引のあり方だけでなく、交換や支払いあるいは価値評価の手段としての“貨幣”のあり方も、変質していかざるをえなくなるだろう。もちろんそれ以外にも、情報社会の智民達は、さまざまな財・サービスの生産と消費を市場を通さずに自前で行ったり、互いに直接に売買しあったり、さらには貨幣による交換よりは贈与・互酬の形で互いに提供しあったりするようになるだろう。²⁰

他方、先にも述べたように、情報社会の出現は、産業社会の成熟と同時並行する形で起こっている。そして産業社会の成熟は、急速な技術革新による費用の低下と本格的な競争の発生を不可避的に引き起こす。したがって、今日のデフレ経済の構造的要因としては、情報化の出現と産業化の成熟による両面からの経済活動の変質をあげなくてはならないだろう。しかし理由はともかく、デフレ経済を放置すれば、物価が全般的に下落する中で、ゼロを下限とする名目金利とデフレ率にひとしい実質金利とのギャップが持続し、銀行の名目収支が悪化する一方で、投資資金の供給も需要も減少するだろう。需給ギャップによ

¹⁸ 東浩紀、『動物化するポストモダン：オタクから見た日本社会』、講談社現代新書、2001年。

¹⁹ さらにいえば、人びとは、政治システムとの関係においては、被統治者であると同時に統治者でもあるという性格を強くしていく。あるいは、選挙された代表者と選挙する選挙民との間の境界がはっきりしなくなっていく。トフラーにならなければ、人びとのこのような政治的あり方は、“ガバナンス”への参加者として、いってみれば（“ガバナー”というよりは）“ガバナンス”とでも呼ぶのが適切なあり方になるのではないか。かくして、情報社会の智民は、経済システムとの関係ではプロシューマーとなり、政治システムとの関係ではガバナーともなるのである。

²⁰ この最後の要因は、市場での交換を通じて発生する貨幣的所得や消費に対する課税にもっぱら依存してきた近代国家の、財政基盤を掘り崩す働きもする。

る売り上げの低下は、企業の倒産と失業を引き起こすと同時に、政府の税収減と財政の赤字、さらには赤字の累積をもたらすだろう。つまり、わが国の、さらには世界の金融、財政、経済のすべてが全面的危機に直面する結果となるだろう。

このような危機に対処するためのもっとも基本的な構造的方策としては、二つのものが考えられる。その第一は、これまでは自家生産・消費や互酬の対象となるだけで商品化されていなかったようなローカルな財やサービスを、それぞれの地域が新たに商品化して市場経済部門に取り込み、それによって地域の経済循環を活性化させることである。²¹ その第二は、新しい投資を可能にするようなビジネスモデルを創造することである。たとえば、資本の返済は不要で経常費用だけ回収すれば足りるような社会資本の供給の仕組み、あるいは利払いは不要で収益を分配すればすむような共働投資の仕組みを用意することである。われわれは以下、そのいずれをも媒介しうるような新しい貨幣 “共貨” と呼ぶ一種のローカル電子貨幣 の導入を提案する。そして、その発行権を地方に与えることで地方分権の実質的推進力とすることを、あわせて提案する。そのような新しい貨幣の構想や実現は、まさに産業化の成熟と情報化の出現が可能にしている。同時並行的に起こっているこの二つの社会変化は、グローバル化し長期化するデフレ経済という新しい問題を引き起こすと同時に、その解決のための手段をも生み出しているのである。

1.4 ローカル貨幣

岩井克人は、その『貨幣論』のなかで、「その存在のためにはなんらの実体的な根拠も必要と」せず、しかもそれが「貨幣として流通しているかぎり永久に商品世界の内部にとどま」り続ける貨幣が、「貨幣であるという事実は…商品世界そのものが必然化する社会的実在」なのであって、そのような貨幣形態の“秘密”は、それが無限の循環論法の中に生きる存在だという点にある、と指摘している²²。その循環論法とは、「あるモノをすべてのひとが商品のかわりに貨幣として受け入れるのは、そのあるモノをいつか貨幣として手放してさらにべつの商品を手に入れるためであり、そのあるモノをいつか貨幣として手放してべつの商品を手に入れられるのは、そのあるモノをすべてのひとがいつでもその商品のかわりに貨幣として受け入れてくれるはずだからである」という論法であって、「貨幣が貨幣として流通しているのは、それが貨幣として流通しているからでしかない」。

岩井はまたいう。「ひとびとは貨幣を貨幣として使うことを目的として貨幣共同体の構成

²¹ これは、マネー革命・金融革命にさいして起こったのとは、いってみれば逆の方向に向かう商品範囲の拡大だということができよう。その意味では、われわれが提唱するようなローカル・マネーの創造と普及がグローバルに行われるような時代がくるとすれば、マネー革命の第二局面の到来を意味するものとなるだろう。

²² 岩井克人、『貨幣論』、筑摩書房、1993年、97、59、52、42、97ページ。

員になる。だがこの「貨幣共同体のばあいには、その成立にはなんの契約も必要とせず、その構成員の行動を制限するなんの定款も存在しない。...その貨幣を貨幣として使うことはまったくひとりひとりの自由にまかせられているのである。」²³

だが現実の現代世界は、それぞれが法定のナショナル貨幣をもつ多数のナショナルな商品世界に分裂すると同時に、それぞれの商品世界を貫く形で商品や資本やナショナル貨幣が移動し、取引を媒介している。つまりそこにはグローバルな貨幣が媒介するグローバルな商品世界もまた成立している。とはいえグローバル貨幣という単一の別の種類の貨幣が存在しているわけではない。むしろさまざまなナショナル貨幣がグローバル貨幣としての役割を部分的に代行している。おそらく個々のナショナル貨幣が果たしているグローバル貨幣としての度合いに応じてナショナル貨幣の分布を調べてみるならば、そこにも“ベキ法則”が成立していると思われる。つまり、米ドル、欧州ユーロ、日本円といった少数のナショナル貨幣が、たがいに大きな格差をもちつつグローバル貨幣として機能している一方で、その他のほとんどのナショナル貨幣はグローバル貨幣としての機能をほとんど、あるいはまったく果たしていないのである。

それはともかく、現実の貨幣のもつこの二重性のゆえに、現実の貨幣は、一面では貨幣であると同時に、多面では“商品”としての性格をむしろ強めていく、両義的な存在にとどまらざるをえない。つまり、変動為替相場制の下であって、自由な競争市場で広く取引される今日の貨幣は、為替市場での売買、それもしばしば投機的な売買の、対象になっているという意味での商品でもある。しかも、為替市場が“自由化”されればされるほど為替相場、つまり他のナショナル貨幣で表したあるナショナル貨幣の価値は、先にも述べたように、現在では秒単位で変動しているばかりか、その変動幅もはなはだ大きく、グローバルな経済活動のリスクを耐えがたいまでに増大させるようになる。そこから生ずるさまざまな混乱は、ナショナルな経済活動にも当然はねかえってこざるをえない。

そのようなリスクや混乱を回避しようとすれば、二つの方向が考えられる。その一つは高安秀樹らが提唱している、さまざまなナショナル貨幣の重みつきバスケットとして構成される企業用計算貨幣である。²⁴ もう一つが、地域や企業その他の“共同体”の成員たちが、事前の意図的な盟約（コンパクト）にもとづいて制定・発行・使用する貨幣であって、以下ではそれを“ローカル貨幣”と総称しよう。

もちろん、ここでいうローカル貨幣は、岩井の規定しているような意味での“貨幣”ではない。しかし、それを広義の“貨幣”の一種とみなすことは、不可能ではないだろう。同様に、その制定・発行・使用についての明示的な盟約を結ぶ“共同体”も、岩井が特徴づけているような意味での“貨幣共同体”ではないことは確かである。しかし、それを広

²³ 前掲書、pp. 200-201.

²⁴ 高安秀樹、高安美佐子、『エコノフィジックス 市場に潜む物理法則』、日本経済新聞社、2001年。第五章および付録を参照。

義の“貨幣共同体”の一種だとみなすことは不可能ではないだろう。

それでは、ローカル貨幣の“盟約”の内容としては、どのようなものが考えられるだろうか。もちろん、盟約を結ぶ大前提として、参加者がなんらかの目的（たとえば地域経済の活性化をはかるとか、地域の相互介護システムや高度情報インフラ、あるいは廃棄物処理システムを構築・運用するとか）を共有して、その実現のために共働するという合意が必要だろう。同様に、どのような主体がどのようなルールのもとに貨幣の発行や流通管理にあたり、どのような範囲の財・サービス（ローカル商品）の流通を媒介するか、そのさいにどのような価値評価軸を重視するかといった点についても、事前に、あるいは新しい貨幣の創造と使用の過程で、できる限り突っ込んだ話し合いを進め、相互了解と信頼の度合いを高める努力が必要でも望ましくもあるだろう。他方、どんな価格でローカル商品を買うか、どんなローカル商品を買うか、各人はどんな種類のローカル商品を生産し販売しようとするかといった個別的な決定は、盟約参加者の自由あるいは個別の交渉にゆだねることにしてもさしつかえないだろう。

しかし、それらを前提した上でいえば、ローカルな通貨の仕組みそのものを円滑に運用していく上では、次の三つの基本的な柱に関する盟約が必要とされよう。すなわち、岩井的な貨幣共同体において、人びとが特別な強制や義務なしに、事実として自由に行っている事柄を自覚的に規約化した、

1. ローカル貨幣を呈示されると、自分のもっている財・サービスを（価格交渉の余地は残すとしても）喜んで提供する、つまりローカル貨幣に対して、自分の財やサービスとの直接的な交換可能性を与える
2. 入手したローカル貨幣を交換や支払いの手段として積極的に使用する、つまり他人の財やサービスに対して、ローカル貨幣との交換可能性を与える
3. ローカル貨幣との交換を予定されている財やサービス（いってみればローカル商品）を積極的に生産し市場に供給する

という約束がそれである。その他の点をめぐってはなお論議の余地はあっても、すべての参加者は今後、これら三つの基本原則には忠実に行動することを約束するというのが、ローカル貨幣の盟約の主眼である。

ひとびとが岩井の意味での“貨幣”の存在を知らないか、知ってはいても実際に使用した経験がなかったとしたら、ここでいうような盟約の実現可能性はほとんど絵空事にすぎないだろう。しかし、(1)すでに長い歴史的時間と広大なグローバルな空間にわたって岩井的貨幣の世界のなかで生きてきた人びと、しかも(2)他ならぬその貨幣世界が為替の投機やデフレのような機能不全に陥っていることを自覚している人びと、さらに(3)情報化に伴う人びとの電子的なコミュニケーションとコラボレーションの能力の増大は、そ

の気になりさえすれば、自分たちで新しい貨幣共同体を自覚的にかつ自由自在に組織し、さまざまな種類の新しい電子貨幣を設計・流通させることを可能にしていることに気づき始めた人びとならば、このような盟約の主体となることは、決して不可能ではないと思われる。

1.5 共貨の基本的特質

われわれの提唱する“共貨”は、上述の“ローカル貨幣”の一種に他ならない。それは、さまざまな地方公共団体が発行権をもって独自に発行する貨幣であり、その発行や使用をめぐるルールも地方公共団体がみずから決定するタイプのローカル貨幣であって、それ自体にはさらにさまざまな変種が考えられる。とはいえすべての共貨には、次のような共通の特質をもたせることが望ましいように思われる。

1. その通用範囲は、共貨と引き換えに一定の条件のもとで財・サービス（以下それらを“共品”と呼ぶ）を提供するというローカル・コンパクト（以下それを“共貨コンパクト”と呼ぶ）に参加した組織や個人である。²⁵ 地方公共団体自身も、当然このコンパクトに主要なメンバーの一人として参加し、行政サービスの料金や地方税（の一部）を共貨で受け取ることを約束する。（共品のなかには、既存のナショナル貨幣やグローバル貨幣が含まれていて差し支えないが、共貨の発行主体自身は、共貨を他の種類の通貨に兌換する義務は負わない。）つまり、共貨は、その流通性が関係者の間の明示的な合意と決意に支えられているという意味で、“対内貨幣”の一種である。²⁶ 共品は、外国に販売可能な貿易商品や、全国的に流通する全国商品でもある必要はない。むしろ、共貨の発行・流通を通じて、これまでは商品たりうるとは考えられていなかった財やサービスが、共品としてのローカルな流通性を獲得しうるということが重要である。人びとが積極的に共貨コンパクトに参加することを通じて、地域内の経済循環が新しい形で活発化することが、共貨発行の大きな目的の一つなのである。

²⁵ したがって、共貨の流通範囲がそれを発行している地方公共団体の管轄範囲内に地理的に限られなくてはならないという必然性はない。その外部の組織や個人であっても、コンパクトに参加する可能性があるし、さらにいくつかのコンパクトの間で、相互の連携が謳われていれば、共貨の流通範囲はさらに拡大しうる。

²⁶ ここでいう共貨よりもさらにローカルなレベルで、特定のグループが、ローカルなコンパクトを背景にしてローカルな貨幣を発行し流通させる可能性は、当然残る。加藤敏春が提唱したエコマネーその他既存の各種の地域通貨は、このレベルの通貨であって、共貨との共存を妨げるものではない。それは、特定の地域に住むのではなくて特定の関心や利害を共有するグループが互いの合意のもとに、一種の貨幣（たとえば“マイル”）を発行して、ナショナル貨幣と並行して流通させることがありうるのと同様である。

2. 共貨の価値は、当初はナショナル貨幣である円にリンクされる。²⁷ より正確には、ローカル・コンパクトに参加する売り手は、共品の価格をその円価格を参考にして提示する。しかし、実際の取引価格は、売り手と買い手の交渉によって決定されてよいし、時間の経過や共貨の普及状態その他の条件によって、共貨と円の価値が 具体的には特定の財やサービスの商品としての価格(ナショナル貨幣で表示される)と共品としての価格(共貨で表示される)とが 互いに乖離していくことは、当然ありうる。

3. 共貨は、次の二種類の資産を引当として発行・給付される。

3.1 その第一は、地方公共団体が所有する各種の資産である。地方公共団体は、みずからの所有する資産の価値 当初はやはり円価値にリンクされる を一定の手続きにしたがって定期的に評価・再評価し、その一定割合を共貨として証券化して、住民に平等に分配する。²⁸ それが、住民の間で共貨を媒介とする共品交換が始まるための原資となる。

3.2 その第二は、当該地域において、一定の規則および計画にもとづいて新設される耐久性をもった公共財、すなわち社会資本である。地方公共団体は、その価値評価をも前項と同様な手続きによって行い、社会資本の建設と運用にあたる組織に、その全額を給付する。つまり、当該社会資本の建設・運用主体は、最初の建設費用を全額無償で給付されることになる。(建設された社会資本の運用にかかる経費は、地方公共団体および当該社会資本のサービスの受益者が負担し、共貨によって支払う。)これによって、各地域は、新しい社会資本の建設や更新のような公共事業を実行する資金を、みずから創造することが可能になる。

4. 発行された共貨は、建設された社会資本の平均減耗率に対応する一定率(たとえば年率10%)で連続的に減耗する。したがって、各人が保有している共貨の量は、使用されないかぎり、時間と共に減耗していく。共貨の発行主体から見れば、既発の共貨は、どの時点をとっても常にその保有者の手中にあって、一定率で減耗していく。その結果、建設された社会資本の耐用期間が終わるころには、それを引き当てに発行された共貨もほぼ減耗し尽くしていることになる。つまり、社会資本の建設・更新費用は、結果的に、共貨の使用者の間で広く薄く分担されるのである。

²⁷ しかし、そのことは共貨の発行当局が、共貨と円の交換に直接応ずることをなんら意味しない。それは、日本銀行に円を提示してドルやユーロとの兌換を求めても日本銀行にはそれに応ずる義務がないのと同様である。共貨の発行当局はまた、なんらかの具体的な財やサービスと共貨の引き換えに応ずる義務もない。これも、日本銀行が具体的な財やサービスの商店ではないのと同様である。

²⁸ もっとも、分配の“平等性”は、共貨発行の必要条件ではない。ナショナル貨幣で測った低所得者や高齢者、あるいはさまざまなハンディキャップをもつ人びとに重点を置いた配分も、当然考えられる。それに加えて、共貨の贈与も積極的に奨励されるとすれば、共貨は、地域内の富や所得の再配分の重要な手段となりうる。

5. 共貨コンパクト参加者の間で、既発の共貨の贈与や貸借が私的に行われることは差し支えない。貸借が一定の“利子率”を伴って行われることも、当事者間の合意があれば差し支えない。貸し付けと返済は、時点を異にする双方向の贈与に他ならないからである。さらに、共貨の出資を共貨所有者から受けて事業を興し、あがった利益を出資者に配分するといった活動も、当然許容・奨励される。しかし、共貨による預金を受け入れて、信用創造によって新しい共貨を供給する“銀行”業務は禁止される。²⁹

6. 以上のような基本特性を持つ共貨は、具体的には次のような仕組みをもつ電子貨幣として実現できよう。

6.1 発行され分配・給付される共貨は、各人の“電子金庫”にまずいれられる。その一部は、各人の“電子財布”に移される。共貨による取引は、その当事者の電子財布の間での共貨の移転(およびそれに対応した共品の移転)の形をとって行われる。共貨の所有・使用主体が個人ではなく組織である場合には、一個の電子金庫に対し、組織の各構成員がそれぞれ一個の電子財布をもつことになる。その場合、各人の個人的電子財布と組織的電子財布は、それぞれの間の機能区分が明確になっていれば、物理的には一体化していても差し支えない。

6.2 電子金庫と電子財布は無線通信によって常時接続かつ同期されていて、電子金庫と電子財布の間の共貨の出し入れは、その都度必要に応じて行われると同時に、取引の記録として必要な情報はすべて、電子金庫に保管される。電子金庫は、その意味では、個々の取引主体にとっての分散的な“銀行”としての機能を果たす。

6.3 電子財布の遺失や盗難あるいは故障が発生した場合には、GPS機能が電子財布に付属していればその現在位置を確かめて取り戻すことが可能かもしれない。そうでなければ、電子金庫から信号を送って既存の電子財布の機能を停止するか、既存の電子財布との接続を切断してそのデータを廃棄し、新しい電子財布に取り替えることができる。

6.4 電子財布のもう一つの重要な機能は、コンパクトの参加者としての電子財布の所有者が、共貨に対して販売することを約束している共品の情報をも財布自体の中にもっていて、他の電子財布の所有者との間で、必要に応じて情報の交換や取引を容易に行えることである。そのためには、電子財布は、自分の電子金庫との間だけでなく、他の電子財布とも常時接続されている情報の受発信システムを内蔵していなくてはならない。そのような電子財布は、ローカルな電子的マーケット・プレースの構成要素としての役割をも果た

²⁹ しかし、本来は各人が保有する貨幣の保管や出納を分散的に行うための仕組みとして考案されている、後述する“電子金庫”の管理それ自体を、人びとの委託を受けて代行する業務は、とくに共貨普及の初期においては、当然考えられよう。

し、相対取引と市場取引を融合させるものでもある。³⁰

6.5 共貨を具体化する電子金庫と電子財布の仕様が、異なる地方公共団体が個別に発行する共貨に共通していれば、それはさまざまな共貨にとって共通な全国的プラットフォームとなることができる。個々の個人や組織が、二つ以上の共貨コンパクトに参加しているとすれば、単一の電子金庫や電子財布に、複数の種類の共貨をいれておく事も可能ならずである。さらに、異なる共貨間の連携や統合が行われる可能性まであらかじめ考えに入れるならば、このプラットフォームを、いってみればSDM (Software Defined Money) のためのプラットフォームとして、あらかじめ構築しておく事が有用だろう。

6.6 上の意味での共貨の共通プラットフォームは、よりローカルなエコマネー型の貨幣の発行や使用のためのプラットフォームとしても機能しうる。そのような共通の電子貨幣プラットフォームがあれば、人びとは、その上で自由自在にグループを作り、コンパクトを結んで、よりローカルな貨幣を発行し使用する事が容易になる。グループやコンパクトの統合や廃止、再編成も容易になる。つまり、共貨の共通プラットフォームは、デービッド・リードのいうGFN (Group Forming Network)³¹ のためのプラットフォームとして機能しうるのである。

1.6 共貨への期待と障害

上述したような共貨の仕組みは、地域の発展のための強力な手段として機能するだろう。今日の情報社会は、“ファーストマイル”のための常時接続、双方向、広帯域の情報通信インフラを必要としている。しかし、それを地域のすべてにわたって面的に展開しようとするれば、その構成要素となる各種の機器の費用が年々急激に低下しているとはいえ、やはり相当額の資金を必要とするだろう。共貨はそのための資金の調達と費用の地域内での分担の途を準備してくれる。

今後の日本はまた、これまでの土建国家型の路線に代わる、“エコ建設”路線とでもいべき社会資本の建設路線への転換を必要としている。たとえば電線や通信回線は地下に埋設して、新しい景観を創り出す事が望ましい。³² 高齢者や障害者のための“バリアー・フリー”な生活環境を準備する事も急務である。また、共貨は、地域内での財・サービスの交換や互酬、再配分にとっても、強力な媒介手段となる。商品が流通する“世界経済”

³⁰ 電子財布の中に収められている共貨情報は、誰でもが売り手にも買い手にもなる（トフラー流に言えば“プロシューマー”となる）情報社会の取引情報である。それは、（1）私が売りたいもの、買いたいものに関する情報がおさめているだけでなく、（2）市場で売れる（つまり他人が買いたい）ものや買える（つまり他人が売りたい）ものについての情報を、ネットワークから絶えず入手している。

³¹ David P. Reed、That Sneaky Exponential—Beyond Metcalfe's Law to the Power of Community Building. (<http://www.reed.com/Papers/GFN/reedslaw.html>)

³² 土建国家路線への痛烈な批判としては、アレックス・カーの『犬と鬼 知られざる日本の肖像』（講談社、2002年）がある。

や“国民経済”とは別個の、共品が流通する“地域経済”と、それを前提とした分権・分散型の再配分システムの構築が、可能になるからである。

しかし、共貨を実現する上では、少なからぬ障害も存在する。

現在の日本では いや日本に限らずほとんどの近代国家では 国よりも下位のレベルの公共団体が独自の貨幣を発行する事は違法とされている。貨幣の発行権は国が独占する“高権”なのである。したがって共貨を現実化するためには抜本的な法改正が必要である。そのためには、新しい政治勢力の台頭が必要となるかもしれない。あるいは、当面の方策としては“特区”型の制度を作って共貨の局所的な導入の実験が許されるような働きかけ、訴えかけが有効かもしれない。

先に述べたような仕様をもつ電子通貨としての共貨を、電子金庫や電子財布の形で具体化することは、今日の技術をもってしては不可能ではないにしても、細部については新しい開発や建設を必要とするところが少なくないだろう。そうした開発や建設を推進する仕組み作りも、必要不可欠だろう。

共貨は地方公共団体が発行するといったが、そのためのルールを定めたり、発行や運用を実際に担当する部局または組織は、どのように作ればよいのか。ここにも、検討すべき課題は多い。

共貨の活用は、その発行権をもつ主体の決定だけでは不可能である。共貨コンパクトになるべく多くの個人や組織が、なるべく強い熱意をもって参加し、共貨をささえていくことが共貨の成功にとっては絶対の条件となる。みずからが中核となって共品を提供したり、共貨の意義についての積極的な説得活動を行うグループの登場が待たれる。共貨の仕組みや意義をなるべく明快に解説する文書の作成や、実際の利用の仕方のビデオ画像による説明、また共貨の望ましい発行額を決定したり共貨の発行がおよぼす経済効果を測定したりするための理論モデルやシミュレーションモデルの開発も、有力な支援手段となりうるだろう。

2. ローカル通貨の様相³³

2.1 地域通貨の現状と分類

当研究会が扱うローカル通貨とは極めて多義的なものである。共貨構想、様々な地域通貨を含み、21世紀における対内通貨の総称としてローカル通貨という名称を用いている。特定の地域通貨を想定した名称としては使用していないことを前提に報告を進めていく。

90年代以降、地域通貨が急速増加してきているというトレンドを踏まえて、地域通貨の現状と分類を行う。現在では4500近くに上っている地域通貨のうち、世界的に知られるいくつかの地域通貨について紹介する。

地域通貨の目的別に分類すると、第一の類型は、地域再生を目指す狭義のエコマネー、タイムダラー、時間通貨、LETSでも特にイギリスのLETS、イタリアの時間銀行である。これらはコミュニティの再生を目指している。

第二の類型は、地域内の資金循環の構築を目指すタイプ、LETSでもマイケル・リントンが提唱しカナダが主体で進めているタイプがある。北米のある町で使われているイサカアワーズもその一つである。

第三の類型は、国民経済の破綻へ対応するもので、アルゼンチンではRGTという地域通貨がある。

第四番目に、グローバル資本主義への対抗を意識したネット上の動きではあるが、フレンドリーフェイバーというものもある。

その他として挙げられるのは、ふれあい切符である。これは2000年4月にスタートした介護保険制度が未整備であった時代、有償ボランティア活動の対価としてふれあい切符を発行するということがスタートした。

日本での状況については、1997年2月に加藤主査が世界の地域通貨の動向を紹介しながら、別途エコマネーを提唱して理解を得てきた。実際の導入の動きは、その3年後の2000年であった。日本では、エコマネー地域が130、その他LETSなどの地域があると言われている。

2.2 マネーからエコマネーへ

2.2.1 貨幣経済・ポイント経済・ボランティア経済

地域通貨の類型化を行う物差しとなるのが、ボランティア経済なのか貨幣経済なのかという経済の領域、そして取引当事者の関係について債権債務関係なのか信頼関係なのか、ということである。

「債権債務関係」とは、売り手が買い手に対して請求権を持ってそれを行使するという一対一の関係である。「信頼関係」は、別の言い方では「互酬」の関係であり、ある一定の

³³ ローカル通貨研究会(2002/12/28)加藤主査報告を基に再構成した。

コミュニティの中で一対一ではなく A から Z までの形の中で、例えばエコマネーが A から B へ、B から C へと流れる過程の中で間接的にメンバーが受益をするという関係である。A さんと B さんとの関係は請求権の行使の関係ではなく、お互いの助け合いという関係にある。

表 1 地域通貨を類型化する経済と関係

	貨幣経済	ポイント経済	ボランティア経済
債権債務関係			
信頼関係（互酬）			

欧米で多い LETS は貨幣経済の信頼関係に属するわけであるが、コミュニティウェイであると、次第に債権債務関係に接近して変質しつつある。北米のイサカアワーズは、地元のスーパーマーケットで使えるように設計されているため、債権債務関係に近い扱いをすべきである。

貨幣経済の債権債務関係というのは、国民通貨あるいは共通商品券が相当する。よくトロントダラーという地域通貨が注目されるが、日本で言えば共通商品券のようなものである。日本の共通商品券は商店街でも小型店でも全国で使えるので、地域の資金循環を起こしている、広い意味での地域通貨の類型に含めることができるだろう。

ポイント経済の信頼関係という観点では、時間預託、タイムダラー、イタリアの時間銀行が相当する。例えば介護のケースで考えると自分がまだ 60 代のときに 80 代の高齢者の介護ボランティアをする、これを一時間一ポイントという形で貯めていく。100 ポイント貯めて、自分が 80 代で要介護になったとき、参加者に 100 ポイント分 100 時間分のボランティアサービスを受けられる請求権として行使するという形態をとっている。当事者間には請求権の関係が生じていおり、アメリカではタイムダラー、日本では時間預託と言われている。

ふれあい切符は時間預託などよりも貨幣経済に近く、お金とオーバーラップしている。それは一部のふれあい切符には換金性があるからである。有償ボランティアの対価としてスタートしたので、実費プラスアルファくらいは高齢者からもらっても良いではないか、例えば一時間二千円ということにすると、活動団体に預託しておくことができる。例えば引越しをして他の都市に行くといったときにお金でも引き出せる。このような換金性が存在している。

エコマネーは、ボランティア経済の信頼関係に相当する。日本社会における農村共同体には、結（ゆい）とか講（こう）といったものがあつた。現代社会における結（ゆい）にエコマネーを位置づけている。

2.2.2 コミュニティ形成と地域経済活性化

エコマネーの特徴を捉えながら、地域通貨がコミュニティ形成と地域経済活性化に果たす役割について考察する。

欧米型の地域通貨とは異なり、エコマネーは進化するお金として非常にファジーに作られている。地域でエコマネーを使う過程の中で段々と発展させるようになっていくし、地域ごとに色々なタイプの地域通貨が登場してくるよう設計されている。タイムダラーの場合には、マニュアルどおりに地域が実施しなければならない。

一時間当たりのサービスを基本単位としたエコマネーを、地域の住民自らが発行する。参加者が残高を保有した状態でスタートし、一定期間が経過したとき、例えば一年といった期間で振り出しに戻す。振り出しに戻すのは、通貨の流通に意味を持たせ、蓄積機能を持たせないようにするためである。但しその取引回数をもって、その人がどれだけ地域コミュニティに貢献したかという、ある種のピアレビューのような形で評価することができる。エコマネーでは「揺らぎの値決め」が行われており、標準の2倍程度を目安に当事者が自由に決めることができる。

エコマネーには換金性が無い。正確には、エコマネーから国民通貨への兌換は認められていない。商取引の代用として使えるようにすると一見地域通貨が流通するようになるが、国民通貨との競合関係が生まれたときに条件として不利になる。さらに国民通貨よりも不便な地域通貨そのものが使われなくなってしまうと言われている。

エコマネーに取り組んだ主要な地域の中で、有名なのは北海道の栗山のクリン、宝塚市のZUKAがある。そこで取り引きされているのは、ボランティア経済に含まれるものがほとんどである。例えば介護福祉の分野では、介護保険が対象にできない介護予防や心のケアといったものが含まれており、元気な高齢者がエコマネーでパソコンを教えてもらうことで世代間交流の仲立ちとなっている。

中心市街地活性化、商店街の活性化というように商店街と地域コミュニティの活性化のためにもエコマネーが使われてきている。大学が地域コミュニティに開かれた活動を展開するためにエコマネーを使う動きがある。最初に始まった姫路工業大学、千葉の城南国際大学、京都の同志社大学、さらに一橋大学である。それから千葉商科大学でも実施しようという動きがある。

エコマネー自身は、相互扶助のためだけの手段ではない。段階を経て新しい公民のパートナーシップ、協働という新しいコミュニティ作りに発展していくという大きな特徴がある。

日本は縦割り社会であることは周知の事実であり、各分野がそれぞれにタコツボになっていて横の連携が取れていない。エコマネーの第一段階は相互扶助であるが、市民サイドのタコツボを横につないでいくために、時間という共通尺度を持ち込んでいる。

第二段階は課題発見・目標設定のプロセスであり、栗山町の実践では一般の人々がエコ

マネーを使って、介護予防のため具体的にエコマネーを使おう、環境回復ということでランドワークで里山を作ろう、あるいは子供たちの教育ということで具体的には総合学習で使おう、あるいは商店街と地域コミュニティの連携のために使おうと活用した。これは、行政や専門家が指示したわけではなく、参加者全員が地域の課題発見・目標設定を行ったと言える。

第三段階は協働ということであり、まちづくり全体に広がっている。PPP（公民パートナーシップ）の議論は、NPM（新公共的経営）の関係の中で行政に対する民間の経営手法の導入であるとか、行政のアウトソーシングというコンテキストの中で使われるのが通例である。しかしながら、PPPは真の意味での市民と企業と行政のコラボレーションを、ある意味で単なる行政のシステム改革だとかそういうことではなく、公文先生が述べられている新しいコモンズを作っていくため手段という意味で使っている。

エコマネーの活用では、それぞれの段階ではある種の数量的なベンチマーキングを実施する。その過程の中で、効果を行政に見せながら行政の支援も受けていく。そうしながら第二段階、第三段階と発展させていくが、第三段階にいたったから終わりではなく、第一階段や第二段階に戻っていく。これが究極のパートナーシップ型の新しいガバナンス型のコミュニティを作るまちづくりとなっていく。

世界の地域通貨では、地域内の資金循環を目的にして発行されているケースが多い。貨幣経済では国民通貨があり、ボランティア経済でエコマネーが互酬の関係で循環している。その中間であるポイント経済に、ボランティアポイント、コミュニティウェイと称されるものが存在している。例えば、渋谷川を若者がボランティア活動で清掃するとポイントが貯まり、提携先の喫茶店などで使えるというケースがあり、ボランティア活動であるが、もらったポイントの還元が貨幣経済で起こっている。

2.3 新たな金融ビジネスモデル

2.3.1 コミュニティファイナンスの試み

関係性に基づく、新しい金融システムを作ろうというコミュニティファイナンスの動きが全世界的に出てきた。アメリカでは 9000 にも及ぶ CDFI（コミュニティデベロップメントファイナンシャルインスティテュート）がある。日本政策投資銀行のレポートなどに詳しいが、アメリカでは CDFI 産業というような形容もなされている。決してアメリカの金融全体は直接金融主体ではなく、むしろ州レベル以下は、CDFI、日本で言う信金や信組が対応し、しかも関係性に基づく間接金融で成り立っているのが実態である。地域再投資法も制定されており、アメリカでは地域金融機関以外のマネーセンターバンク、法定金融機関も地域にその資金を融資・投資として再投資することが義務づけられている。

ヨーロッパが色々な動きをしており、トリオドス銀行、これはオランダで始まってデンマーク、イギリスにも展開している。GLS コミュニティ銀行はドイツである。両方に共通

しているのは、エコシティというか環境保全事業を地域のコミュニティで実現する、例えば風力発電、太陽光発電、リサイクル事業である。今での市場経済ではなかなか事業性が低くてファイナンスしにくいものをむしろターゲットにしている。イギリスではコミュニティファイナンスイニシアティブというものが始まっている。

スイスの WIR 銀行は形式的には協同組合、日本で言う信組に対応する。スイス政府からは銀行法に基づく免許を受けており、中小企業向けに地域通貨 WIR を発行している。WIR はスイス全土の中小企業向けの決済と融資に活用されている。WIR の利子率について、預金金利はゼロ、WIR による貸し出しは、元本は WIR で利子はスイスフランという形態がある。取引総額は年間 45 億スイスフラン = 3600 億円にもものぼっている。70 年前に LETS 方式でスタートしたが課題が出てきたので、WIR 銀行に改められた。情報の非対称性を克服し、信頼をベースに融資を行う仕組みとしてコミュニティファイナンスを実現している。

日本政策投資銀行が神戸の第二地銀みなと銀行と提携して進めたコミュニティクレジットのケースがある。神戸でのプロジェクトは、個々の企業ではなく組合に対して共同融資を行うとともに、技術支援を行うという試みを行っている。預貸率が東京 140%、地方 60%となっていて、地方の預金が東京での融資に使われている実態がある。

地域社会において互いに信頼関係にある企業等が、相互協力を目的に資金を拠出し合い連携することで構成員個々の信用より高い信用を創造し、金融機関からの資金調達を円滑化するとともに、地域の資金を地域に環流させるものである。そのスキームには、プロジェクトファイナンス等で用いられる仕組み金融、契約技術融資対象に対する事前精査等の新しい金融技術を組み込んでいる。現実には中小企業が苦しい台所事情で融資資金を拠出する困難が存在している。

2.3.2 コミュニティビジネスの振興

公民パートナーシップなど新公共的経営 (NPM) の流れにおいて、地方自治体が担ってきた事業を民間委託することが増えている。それを受託する主体として、地域のニーズを一番よく把握している地域における市民企業家を想定し、そこでの資金供給のあり方を含めて考察する。

加藤主査の定義するコミュニティビジネスというのは、エコマネーの発展段階と密接に関係している。エコマネーで生まれてくる地域の協働の関係をベースにして、今度は活動家が個人で事業を開始したり、グループで NPO・会社などを結成して事業を始める。非営利が最初に駆動力になって、事業家というものが営利の仕組みを導入していく段階を経る。

コミュニティビジネスの担い手は、高齢者、女性、障害者を含む生活者市民で、地域の課題をビジネスチャンスとして捉える。地域の課題は従来、税金で行政が対応するというコストセンターであったものを、ある種のプロフィットセンター化を目指す。地域のコミ

コミュニティ活動をファイナンスすると地域経済は活性化する。具体的には、介護福祉、教育、育児、家事支援、シニア向けコンテンツ、町づくり、従来の地場産業では対応できないもの。手法としてはプラットフォーム、これはコミュニティビジネスの事業主体をサポートする。主に技術的支援。ビジネスマッチング、インキュベーションを行う NPO、それから市民企業家から構成されるコンソーシアムの二層構造で展開する。

これがエコマネーとコミュニティビジネスのパラダイムである。非営利が生活者起点のダイナミズムを作り上げて、生活者のニーズをくみ上げていく。これだけではまだ互酬だけの活動になるので、事業化は困難である。これを基盤にして、コミュニティビジネスというある種の営利的な手法で事業化していくと、1992年から1997年にシリコンバレーで登場したスマートバレーInc.というNPOのような事業が成長すると考えられる。

コミュニティビジネスへの資金供給として期待されるのがコミュニティファイナンスであり、地域内資金循環のモデルとして一貫性を持つことになる。コミュニティビジネスに対してテクニカルアシスタンスを実施し、情報の非対称を解消していく。こういうものを自治体、あるいは地域の企業、投資家もそれに参画して行ってプラットフォームを作ることがファイナンスに生かせるだろう。

3. 地方分権と財政³⁴

3.1 地方財政の現状

地方債現在高は平成 11 年度で 122 兆円に達しており、過去最大の水準となっており、地方財政は疲弊していると言える。地方財政の危機の原因は、地方の自主性と責任を失わせてきたことにある。補助金によって財政移転が行われることで、自助努力が阻害された。地方債許可制度によって国が信用補完する仕組みがあり、無責任な行政運営がなされた。自主財源となるべき地方税についても国による制約が大きく自主性がそがれている。国の政策に依存した行政が実施されていることも一つ挙げられる。

地方財政疲弊の原因として、歳入の問題が挙げられる。現在は、税源配分が国に大きく偏っているため、地方公共団体は国からの財源移転に依存せざるを得ず、地域住民にとって受益と負担の関係が明確なものとなっている。これは憲法第 84 条で税源配分の決定権を実質的に国が握っていることによる。

地方交付税の問題としては、交付額の算定要素に客観性がないことが指摘できる。交付額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額で求められるが、基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数のうち、工業サービスの単価を表す単位費用が物価水準よりも高く引き上げられている事実があり、地域特性を表す補正係数について財政調整が課題になっている。

地方が税収を増やしたとき、地方交付税交付額が減額されるため、税収を増やそうという努力がなされない。地方債の元利償還が一部基準財政需要額に算入されていることも問題である。

国庫負担金は本来変動しない性質のものだが、一定率で伸びていることが観察される。国庫補助金は使途が特定化され、地方の自主性を阻害している。

地方債の買い手として、59%が簡保・郵貯・財政投融资・公営公庫資金といった政府資金となっており、安易な資金調達が可能になっている。

3.2 地方公共財と財源調達

公的資金によって購入される地方債、そして地方交付税交付金といった地域から切り離された財源による地方公共財整備ではなく、地域住民のニーズを反映する投票メカニズムを導入した財源調達の可能性があるのではないだろうか。

地方に公有財産処分権と経済特区指定権を付与すべきである。特定目的会社(SPC)に対して、地方公共団体は公的資金として地域通貨を支出することが可能性として考えられる。地方税の一部を地域通貨で納めるとすることも検討課題として考えられる。

地方公共団体の自主財源を与えるためには、一定の税源委譲を行い、歳出の切りつめを行っていく必要がある。公共事業の単価は民間の倍とも言われているところで、歳出切り

³⁴ ローカル通貨研究会(2003/1/28)跡田先生ご報告他を基に再構成した。

つめ余地は十分にあると見込んでいる。地方自治体の課税自主権がどの程度まで裁量のあるところかは意見が分かれている。

現在の地域経済では、画一的な商品規格に従っているためにコスト高になっている面があると考えられる。地方経済で自給自足的に循環させることで、よりコストが低い商品流通を実現することが可能である。その循環を創り出すためには、地域にお金を残さなければならない。地域に再投資させるために、預貸率に制限をかけることも方法として検討できる。地域金融に関して、地方に資金需要が無いかのような言い方がされることがあり、それは規制緩和が進まないために新事業の芽がつかみ取られてしまっている現状が指摘できる。

郵便貯金資金が中央に集められて財政投融资に回っていたことが、地方の中で資金を集めて使うという資金循環を阻害していた面も否めない。ネットワークとしての郵便局を無くすことまでは求めていないが、全ての郵便貯金資金を中央に集めて公的融資に回すことは無くすべきである。郵便局で集めた資金の一定部分を地方銀行に回して、地域での協調融資に使うという方法も考えられる。郵貯改革は当分の期間を必要とするので、地域通貨には地域の資金循環を回るようにする即時効果を期待したい。

4. グローバルデフレへの処方箋³⁵

4.1 重層的貨幣構造の実現

地域通貨について貨幣論に立ち返ってあぶり出せれば、どういうものが明らかになっていくと。結論的には地域通貨は従来の貨幣論の言うところである「貨幣」ではないと考えられ、その理由について紹介していく。

財布の中にある一万円札を誰もが一万円として認めているのに、一枚の紙切れでしかない。貨幣は何かという問いの第一の間違ひは、ものそのものを見たとしても分からないことである。その意味で食べれば分かるリンゴやプリンとは違う。

日銀法は、一万円札が一万円の価値を持つと定めているので、これを根拠に思うかもしれない。硬貨を考えると、補助通貨として 21 枚目以降の価値を保証していない。紙幣や硬貨だけが貨幣ではない。銀行口座の普通預金も貨幣として通用している例を見れば明らかである。

法律の権威によって貨幣が存在するという理解は正しくない。歴史を振り返ると渡来銭という、日本の政府が認めたものでも無かったのに通用していた。貨幣が価値を持つかは、国家の権威では説明できない。

一万円札が一万円の価値を持つのは、他人がそれを一万円の価値として受け入れてくれるからである。一万円札に貨幣受容性があるからである。それだけでは、貨幣の価値について説明として不十分である。受容性だけでは、貨幣と商品とを区別できない。

商品と貨幣は何が違うのか？人間の欲望が商品の価値尺度の根拠になっている。投資財であっても最終的に誰かの欲望が価値尺度となる。貨幣は誰もそのものに価値があるとは思っていないが、誰かがその価値を認めてくれるだろうという予想に基づいて受け渡されているものである。無限に受け渡されていく存在である。貨幣は誰の欲望からも支えられていない。

その貨幣から、資本主義経済の特徴が導き出されていると言える。貨幣の流通というのは名前を必要としない無名性の世界を実現する。個人のレベルで貨幣を使うのには、相手が誰かなど気にする必要はない。物々交換の経済では、自分の取り引きする相手がどんな相手なのかということを知っていることは重要なことである。

貨幣というのは手段であるが、一方で人間が影響を受けることもある。貨幣を発行する権利を持つ者は必ずシニョレッズの罠に陥ってしまう。貨幣を過剰に発行して利益を得ようという誘惑に負けてしまう危険を無くすことはできない。ハイパーインフレーションの危険というのも、ここに発している。

無名性である貨幣との対比で地域通貨を考えると、市場経済ではない贈与経済を考えることができる。贈与経済は 3 つの原理・義務から成り立っている。第 1 に「自ら他者に

³⁵ ローカル通貨研究会(2003/2/28)岩井先生ご報告及び小沢先生ご報告を基に再構成した。

贈与する」こと、第2に「他者から贈与されたら受け取る」こと、第3に「贈与されたら返礼する」ことである。そこでは常に自己と他者との関係づけに名前が必要となる。地域通貨が地域の交流を活性化する重要性は十分に認識しており、グローバル資本主義に対するアンチテーゼの意義がある。貨幣経済は市場原理により自由奔放に動いているようで、一方で国家なり権威なりがコントロールする原理も必要としている。地域通貨にも貨幣経済を牽制する役割を期待できるのではないだろうか。

貨幣と利子の問題では、貨幣は利子を生みず、明日の貨幣が利子を生むことを認識すべきである。リンゴの市場ではリンゴと貨幣を交換するのだが、マネーマーケットは明日の貨幣と今日の貨幣とを交換している。現代の地域通貨論として引き合いに出されるミヒャエル・エンデについて、彼の言っている「貨幣は利子を生むから悪い」は誤った理解だと考えている。マネーマーケットが存在して、その取引を通じて利子が生まれるのである。

貨幣論には、経済学者が展開する科学的貨幣論とジンメル、ソシュールなどが展開する思想的貨幣論がある。3番目の貨幣論として関係(ネットワーク)的貨幣論を提案したい。貨幣システムを支えるネットワークの中身を問題として、生活世界からの信頼、政治的な正統性、実際上の管理運用の安心度を示したい。

公と私との領域で金額という次元しか持たない「死んだ貨幣」から生活世界からの信頼という基盤を回復する「生きた貨幣」への転換が必要だと考えている。エコマネー、地域通貨の取り組み、コミュニティファイナンス、金融サービス法制定の動きが指摘できる。

対内貨幣と対外貨幣という枠組みも重要である。共同体内では対内通貨、共同体間では対外通貨が使われ、前者を後者が掘り崩す傾向についてシュルツは指摘している。現代の対内貨幣と対外貨幣を考えると、「上からの信頼」から「下からの信頼」へと考えることができ、グローバルレベル、ナショナルレベル、ローカルレベル、コミュニティレベルという重層的貨幣構造の実現の可能性を考えられる。グローバルレベルに関しては、バーナード・リエターが提唱している「グローバル参照通貨」が、国際的に取り引きされている主要原材料によって構成されるバスケットをベースにしている。

4.2 ハイパーインフレ危機への対応

地域通貨をデフレ対策に用いる事が可能か否かを考える際に、最近のインフレーターゲットを巡る論争がその示唆を与えてくれると考えられる。それらの全てを網羅する事は避けて、その中で象徴的な発言をピックアップし、論点を整理してみよう。

東洋経済新報社 [2002]³⁶の対談で竹中平蔵氏が述べている事は、構造改革を進め、民間でできることは民間に任せるべきであるとの氏の持論であり、常日頃から主張している事

³⁶ 東洋経済新報社編 [2002]『日本経済ラストチャンス』東洋経済新報社、127ページ及び131ページ。

柄である。そしてマクロ経済的に見て、不良債権処理を加速するここ2年程度は成長率の低い状況もやむを得ないとの認識を示している。こうした竹中氏の立場に対しては、少なからぬ批判がある。

先ず金子勝氏は、竹中氏を筆頭に小泉内閣の主張は一定しておらず、唯一貫しているのは経済政策に失敗している事だけと手厳しい批判を浴びせている³⁷。またインフレーターゲット論のように歯止めを失う危険性の高い無差別的政策は採るべきでないとも主張している。しかしこれに対して、P. クルーグマン氏は、竹中氏は問題を曖昧にしたり誤魔化したりしてはおらず、自らのプランは「供給サイド」に関するものだとはっきり認めているという。但し、日本経済が直面しているのは「需要サイド」に関する問題なのだといふ幾分皮肉を込めて指摘している³⁸。需要が問題であるという見方では、植草一秀氏も代表的な論客である。『発言者』（平成15年3月号）の座談会では、1990年代の景気対策が、94年の日銀利上げ、97年の消費税増税、2000年の緊縮財政及び日銀利上げといった景気浮揚にブレーキを踏む政策により効果が相殺されたとの見解を示している。他方、インフレーターゲット論に対しては、日銀が無制限の量的緩和を行う事に繋がるならば通貨に対する信用を失わせ、資本逃避をもたらすであろうと警告している（35ページ）。

植草氏の主張に関して簡単に論評を加えると、氏の主張通り、日銀の政策についてはかなり問題があったと考えられるだけの根拠を示す事はそれ程困難ではないが、財政政策については短期的には景気の下支えの効果があつたにしても、長期的に効果が果たして持続したかについては必ずしもはっきりしないと云えよう。即ち、効き目が長続きしないとの見通しから政府が財政の引締めにしたとする逆の因果関係も、同じデータ上で措定できるのである。

ところで吉川洋氏は、構造改革は供給サイドの天井を上げると同時に需要を創出するので、現実の経済成長率を上げるという意味で重要だと述べている³⁹。しかしクルーグマン氏は、小泉改革のプログラムは2つの課題のうち日本がどうやって長期的な成長を成し遂げられるかという簡単な方に答えるのみで、もう一つのどうすれば迫り来る破局を避けることができるのかというより困難な課題には答えていないと批判している⁴⁰。即ち、吉川氏の主張する様な虫の良いメカニズムは存在せず、供給重視の政策は必然的に需要軽視につながると見ているのである。

また、構造改革を進める政策の持つ、別な側面に着目する批判も存在する。竹森俊平氏は、今日の我が国でデフレ対策を行わず、創造的破壊の流れを汲む立場で構造改革のみに

³⁷ 東洋経済新報社編 [2002]、46ページ及び51ページ。

³⁸ ポール・クルーグマン（中岡望訳）[2002]『恐慌の罫：なぜ政策を間違えつづけるのか』中央公論社、215ページ。

³⁹ 東洋経済新報社編 [2002]、12ページ。

⁴⁰ クルーグマン [2002]、39ページ。

邁進する事は、70年前の大恐慌の経験に照らして、今度こそ清算主義がうまくいくという全く根拠のない希望的観測に基づいているとの批判を行っている⁴¹。

以上の様な批判を踏まえて、現在のデフレを脱却する切り札としてインフレーターゲット論がクローズアップされつつある。再びクルーグマン氏によれば、竹中大臣が進める構造改革は、日本の生産能力を高めることが期待成長率を高めるというシナリオに基づいているが、日本経済を深刻なリスクに晒してまで試してみる価値のある考えではないとしており、氏自身であればインフレーターゲットを比較的高い4%に設定すると述べている⁴²。即ち、クルーグマン氏は熱心なインフレーターゲット論者なのである。

また、伊藤隆敏氏は日本の金融システム再建のための緊急提言として、インフレーターゲットを設定し、日銀当座預金残高の増加・買い切りオペの増加によるマネタリーベースの拡大の為に長期国債の購入増加を行う必要があるとしている⁴³。さらにこれらの措置でもデフレを防止できない時には、日銀による上場株式投信や不動産投資信託の購入も視野に入れるとする。⁴⁴

早い時期からインフレーターゲット論をはじめとするデフレ脱却の為の処方箋について政策論争をリードしてきた岩田規久男氏は、インフレーターゲット政策は下限だけではなく上限も設定するので、ハイパーインフレを防止する事もできるとしている。それができないのは中央銀行の能力の問題であり、インフレーターゲット政策それ自体の問題ではないとあっさり切り捨てている⁴⁵。即ち、インフレーターゲットを巡る議論において、日銀がインフレをコントロールできないと表明する事が最悪という事になる。

以上の様なデフレ対策としてのインフレーターゲット論には、さらに構造改革・財政出動・金融政策の総動員論といったものもある。しかし構造改革については、先ずデフレの進行を食い止めるのが先決であるとの判断が妥当と考えられる。その上で、金融政策と財政政策の協調を図るいわゆるアコード論については十分な検討に値するものと言えよう。但し、日銀のインフレーターゲット政策にも上述の通り様々なバリエーションがある事については、十分認識しておく必要がある。

さて、インフレーターゲット論を念頭に置いて、地域通貨の導入がデフレ対策に有効であるかどうかについて考慮すると、経済合理性以外にも、コミュニティ意識の涵養や贈与経済のメカニズムに支えられた購買意欲の拡大に期待するところが大きい。その際、価値が減価していく仕組みの導入が、インフレーターゲット論の考え方と調度対応していると考えられるし、その点が大変興味深い。即ち、資本主義経済と贈与経済の接点に位置する地

⁴¹ 竹森俊平 [2002] 『経済論戦は甦る』東洋経済新報社、14 ページ。

⁴² クルーグマン [2002]、39 ページ及び 14 ページ。

⁴³ 伊藤隆敏 [2001] 『インフレ・ターゲティング』日本経済新聞社、付録 4A、2C。

⁴⁴ 伊藤隆敏 [2001]、付録 2D。

⁴⁵ 岩田規久男 [2001] 『デフレの経済学』東洋経済新報社、376 ページ。

域通貨についても、人々に貯蓄ではなくあくまでも決済に振り向ける為の「インセンティブ」を与える仕組みがやはり必要なのである。但し、地域活性化を超えてマクロ経済のデフレ予想の払拭につなげる為には、多くの地域で地域通貨が同時に併用される事が望まれるところであろう。

5. ローカル通貨の導入障壁

5.1 関係する法律

地域通貨が通貨と同様の機能を果たす場合に抵触可能性のある法律として、以下の 7 法令が挙げられる。

- 前払式証票の規制等に関する法律（プリカ法）
- 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）
- 銀行法
- 預金保険法及び準備預金制度に関する法律
- 消費税法
- 紙幣類似証券取締法
- 刑法・通貨及証券模造取締法

なお、従来の商店街などが発行するスタンプ、ポイントなどは現行法の枠内で行われているものであり、また、地域通貨（エコマネー）であっても以下の法令の適用可能性が問題となるのは、地域通貨（エコマネー）が通貨と同様の機能を果たす場合であり、福祉、環境、教育などのボランティア経済のみを対象にした地域通貨（エコマネー）については、交換の関係ではなく互酬の関係によりコミュニティの信頼醸成を目的としたものであることから、そもそも適用可能性が問題になることはない。

前払式証票の規制等に関する法律（「プリカ法」）

プリカ法は前払式証票の発行者に対し、参入時の届出・登録義務、発行期間中未使用残高の 2 分の 1 の金額についての前払金保全措置、その他各種の業務規制をおいている。この中で特に重要なのは、同法 13 条 1 項の発行者に対するプリペイド・カード未使用残高の 2 分の 1 以上の発行保証金の供託業務である（同条 2 項により、この供託義務は銀行等との保全契約で代替できるとされている）。

プリカ法で問題となるのは、トロントダラーのように、地域通貨を前払式で購入し、証票等が発行される場合である。日本でも、草津市の「おうみ」や渋谷の「アースデイマネー」など、地域通貨のなかには、現金による寄付行為に対して地域通貨を発行するケースが見られる。その際、地域通貨を現金で購入し、後にその地域通貨を物品・サービスの購入に充てることができることから、地域通貨は前払い式証票に該当するのではないかが問題となる。

この点に関しては、プリカ法の仕組みは、（ ）不特定多数の利用者が発行主体に対して信用を供与する、（ ）利用者に物品・役務を提供した者に後に発行者が支払を行う、と解される。したがって、現金に対して地域通貨が交付される場合においてプリカ法が適用されるかどうかは、このような趣旨に基づいて判断されるべきものと考えられる。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(「出資法」)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下、「出資法」)2条1項は、銀行その他の法律で特別に認められている者を除いて、何人も業として「預り金」を受け入れることを禁止しており、その違反に対しては懲役刑も含む刑事罰を課することになっている。銀行が地域通貨の発行者になる場合は、法律で特別に認められた場合であるから規制対象外で問題はないが、銀行以外の者が発行者となる場合は、当該地域通貨が預り金であるか否か検討が必要となる。

出資法上の預り金とは、同条2項に定義され、不特定かつ多数の者よりの金銭の受入れで、元本の返還が約束されていることがあげられる。預金、貯金又は定期積金の受入れ、借入金とかの名称のいかんに関係なく、これらと同様の経済的性質を有することとされている。

地域通貨の場合でも、発行時に発行者が発行見合い資金(発行の対価)を利用者から受け取り、かつ、使わなかった地域通貨を発行者が換金する仕組みとなっている場合は、預り金に該当する疑いが出てくる。トロントダラーとW I R (参考3)の形式が検討の対象になる。

この点に関しては、従来電子マネーについて特に問題となったところであり、多くの見解は、一般的な元本の返還が約束された電子マネーは出資法上の預り金となることを認め、よって、これを回避するためには、商品性として一般的換金を認めず、加盟店網内での取引資金の決済のみに利用するように制限を加えとか、換金時には手数料をとるようにして元本返還でないようにすべきだ等の提言をしている。

この点に関しては、大蔵省に設置された「電子マネー及び電子決済に関する懇談会」は、平成9年5月23日付報告(以下、「マネー懇談報告書」)、電子マネーと出資法の関係について整理し、電子マネーの発行が出資法上の預り金となる可能性を認めつつも、「(銀行等の)金融機関以外の主体による電子マネーの発行に関する法的枠組みの整備を行うことが適当である。」としている。この考え方は、電子マネーについても一般大衆保護と社会の信用制度や経済秩序の維持が必要であるとの立場より広く出資法の網をかぶせて発行業務を規制したうえ、たとえば「第二銀行免許」のような制度を設けて出資法の適用除外をしようとするものである。

トロントダラーやW I Rの形式の地域通貨に対する出資法の適用の問題については、出資法の保護法益から判断して、地域通貨の発行が預貯金等類似の経済的性質を有するかを基準にして判断すべきであろう。電子マネーに対する出資法の適用については、広く解釈する多数説と限定的に解釈する少数説に分かれるが、地域通貨の場合は限定的に解釈する立場が適切であると考えられる。いずれにしても、出資法の保護法益から判断して、地域通貨の発行が預貯金等類似の経済的性質を有するかを基準にして判断すべきであろう。

したがって、地域通貨に対して出資法が適用される場合は一般的には考えられないもの

の、地域通貨のうちトロントダラーやW I Rの形式であって、たとえば、ある地域通貨が換金する場合は一般金利より高い金利をつける約束で発行され、かつ、当該地域通貨を利用できる加盟店がごくわずかであり、利用者は地域通貨を購入するというよりは預金として利用しているのが実態である場合は、地域通貨がその予定された使われ方をしていない場合であり、出資法の適用可能性が生じうるものと考えられる。

銀行法その他の金融制度関係法

銀行法：銀行の業務範囲

銀行法 4 条 1 項は、銀行免許を受けた者でなければ銀行業を営めないとし、同法 2 条 2 項 2 号の「銀行業」の定義には営業として「為替取引」を行うことが含まれている。為替とは通常、現金輸送の方法によらず隔地者間の債権・債務の決済を行うことと定義されているので、W I R の形式の地域通貨を活用したサービスの提供が「為替取引」に該当する可能性がある。この場合は、銀行免許を受けた者でなければ地域通貨の発行はできない。

なお、銀行が地域通貨関連業務を行えるのか否かについては、同法 10 条 2 項の銀行の行える「附随業務」に該当するかという観点からの議論がある。この点については、電子マネーについても議論されたところであり、クレジット・カード業務も銀行の附随業務として認められてきており、これと態様及び機能の類似している電子マネー業務も「附随業務」に該当すると解されている。

しかし、地域通貨関連業務が「附随業務」に該当するか否かについては、電子マネーのようにクレジット・カード類似で判断することはできず、今後個別ケースごとに判断されなければならないだろう。

預金保険法及び準備預金制度に関する法律

銀行法のほか、金融制度に関する法律としては、預金者保護を主たる目的とする「預金保険法」と、通貨調節手段としての「準備預金制度に関する法律」がある。いずれも、金融機関が預金等を受け入れている場合には、その預金額を算定の基準とした、保険料や準備預金を積み重ねなければならないとされている。

これらの法律における「預金」とは、定義上も「定期預金」と区別されているように、先に述べた出資法上の「預り金」よりも狭い概念をさすものとされているが、今後個別ケースごとに判断されなければならないだろう。

消費税法

地域通貨を使った取引が経済的取引である場合、その取引に関しては消費税がかかる。問題となるのは、それ以外に地域通貨の発行等の取引につき消費税が課されるかどうかである。

この点に関して消費税法は、日本国内において事業者が行った資産の譲渡等に課税する。

もし、地域通貨がこの資産に該当する場合はその発行等の取引につき消費税が課されることになり、二重課税の問題が生じてしまう。

電子マネーについてもこのような問題があった。消費税法 6 条 1 項は、消費に負担を求める税としての性格上非課税とすべきものとして、外為法 6 条 1 項 7 号に定義する支払手段をあげている(消費別表 1)。平成 9 年 5 月 16 日に改正外為法が成立し、同条項の支払手段の定義のなかに電子マネーが含まれることとなった。この結果、同改正法が施行された平成 10 年 4 月 1 日からは、政令で定められた電子マネーについては非課税となっている。

ただし、この政令はまだ制定されていないので、実証実験等で発行されている電子マネーについてはまだ解釈論として解決しなければならない状況である。この点に関しては、電子マネーが支払手段としてのみ機能し消費税の性格上当然非課税とすべきこと、もし課税されるならば二重課税の問題が生じることを考慮して、現行法の下でも、別表 1 の 4 号 8 の物品切手(商品券やプリペイド・カードのように物品の給付請求権を表章する証書)に含めて考え、非課税とすべきとの説が唱えられている。地域通貨についても、支払手段としてのみ機能しているものについては、同様に非課税とすべきである。

紙幣類似証券取締法

慎重な検討を要するのは、地域通貨に対する紙幣類似証券取締法の適用可能性である。この点に関して論点別に整理してみたい。

まず、日本の法律上、通貨とは何かを簡単にみている。日本の通貨制度を定める法律は、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」(新通貨法)と「日本銀行法」である。新通貨法 2 条 3 項は、日本の通貨を「貨幣」と日本銀行が発行する「銀行券」としている。「貨幣」とは 500 円、100 円などのコインを原則として、製造及び発行権は政府に属するとしている(同 4 条 1 項)。また強制通用力は額面価格の 20 倍までとしている。

他方、日本銀行法 29 条 1、2 項は、同行に「銀行券」の発行権を認め、銀行券の公私の取引に関する無制限の強制通用力を定めている。地域通貨は貨幣でも銀行券でもないので通貨ではない。よって、地域通貨が通貨と同様の機能を果たす場合は、紙幣類似証券取締法などの適用可能性が問題となる。

紙幣類似証券取締法は、第一条において、「一様ノ形成ヲ具ヘ箇々ノ取引ニ基カスシテ金額ヲ定メ多数ニ発行シタル証券」(第一項) または、「一様ノ価格ヲ表示シテ物品ノ給付ヲ約束スル証券」で「紙幣類似ノ作用ヲ為スモノ」(第二項)と認められた証券の発行及び流通を禁止している。

同法第二条によれば、「証券ノ発行及流通ヲ禁止シタルトキハ財務大臣ハ直ニ其ノ旨ヲ公告ス」(第一項)「禁止ノ公告後ニ発行シ又ハ流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル証券ハ無効トス」(第二項)と規定されており、同法第三条は、「禁止ニ違反シテ証券ヲ発行シ

又ハ其ノ証券ヲ授受シタル者ハ一年以下ノ重禁固〔有期懲役〕又ハ千円〔二万円〕以下ノ罰金ニ処シ其ノ証券ヲ没収ス」(第一項)「禁止ニ違反シテ証券ヲ流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル者ノ罰亦前項ニ同シ」(第二項)と規定している。

地域通貨の取引においては、あたかも国によって強制通用力が認められている通貨と同様に、それを商品やサービスの対価として移転することにより決済を完了させることを意図しているものがある。このような通貨類似の機能を持つ地域通貨を利用に供することは、「一様ノ形成ヲ具ヘ箇々ノ取引ニ基カスシテ金額ヲ定メ多数ニ発行シタル証券」に該当するか否か、また、それが広範囲に利用されれば、機能的に見て「紙幣類似ノ作用ヲ為ス」とされないかが問題となる。

電子マネーに対する紙幣類似証券取締法の適用問題

この点に関して過去法律家の間で議論されたものに、電子マネーに対する紙幣類似証券取締法の適用の問題がある。この議論は、地域通貨に対する紙幣類似証券取締法の適用可能性に多くの示唆を与えてくると考えられるので、電子マネーに対する紙幣類似証券取締法の適用可能性に関する法律家の見解を見てみよう。

電子マネーに対する紙幣類似証券取締法の適用可能性については、「前払式証票の規制等に関する法律」(プリカ法)制定時に大蔵省が示した見解を電子マネーに応用して、同法の適用を論ずるのが一般である。同見解は、

通貨(紙幣)の機能とは、()どこでも、()誰でも、()何にでも、支払いし決済の手段として利用できること、

の要素のいずれかが欠けていれば紙幣類似とはならない、

一般的に換金が確保された場合は、紙幣類似の機能を有するに至る危険性が大きいと述べている。

さらに、「どこでも」とは、単一店舗、単一施設等の限定があれば、紙幣類似とはしない、「誰でも」とは暗証番号等で利用できる人間が特定されていれば、紙幣類似とはしない、「何にでも」とは、家計の消費活動のうちの相当部分カバーしうるまでの汎用性に至らなければ、紙幣類似とはしない、と説明している。

この見解を電子マネーに当てはめて考えてみると、電子マネーは広範に使われることを想定した電子決済手段であり、普及すればするほど、つまり使い勝手が良くなるほど、前記三要素を充たしていき、理論的には同法の適用可能性は高くなるとされる。

また、大蔵省の見解では、前記三要素が欠ける商品設計でも、一般的に換金性の認められたプリペイド・カードについては、私人間の決済に利用され紙幣類似の危険性が大きいとしている。電子マネーについては、最終的な換金性がその信用力や流通性の基盤であり、私人間決済にも利用されることを想定しているものもあることから、この見解によれば、そのような電子マネーには紙幣類似証券取締法が適用されることになる。

このような見解に対して、それでは社会的に有用な電子マネーまで同法で禁止することとなり不合理な結果を招来することから、紙幣類似証券取締法の適用を厳格に解釈すべきだと主張する論者もいる。

この論者によると、そもそも紙幣類似証券取締法は前記条文からも明らかなように「証券」を適用対象としているので、ICカードに記録されるデジタル情報やコンピュータ・ネットワークで保存・移動するデジタル・データにまで拡大して適用できないとされる。同法は、大蔵大臣に紙幣類似の作用をなすと認められた証券の発行及び流通を禁止できるとする行政法規であるが、その違反に対しては刑事罰が課せられるのであるから、刑事法の罪刑法定主義の観点も含めて考慮すれば、「証券」を無形の電磁情報まで広げることは行き過ぎと主張されている（この見解によれば、一部に、通貨の発行権を国に独占させ、私人が通貨と機能的に類似するものの作成を禁じるという同法の保護法益を過度に重視し、「証券」の存否が本質的ではないとして、電子マネーに対する本法の適用可能性を論じる見解もないではないが、それは立法論であると主張されている。

この電子マネーに対する紙幣類似証券取締法の適用可能性については、前述の「マネー懇報告書」は、「同法は、そもそも電子マネーの出現を予想しておらず、その対象を紙幣類似の作用をなす「証券」としていること等に鑑みれば、原則として電子マネーが同法の適用対象となることはない」とした。よって現在では、通常の金融サービスとして提供される電子マネーについては、同法の発動を懸念する必要はないと考えられている。

地域通貨に対する紙幣類似証券取締法の適用

以上の電子マネーに対する紙幣類似証券取締法の適用可能性に関する法律家の議論にかんがみると、地域通貨に対する紙幣類似証券取締法の適用に関する問題については、論点は以下の3つに整理されることが考えられる。

まず、第一の論点は、地域通貨が紙幣類似の作用をなす「証券」に該当するかという構成要件該当性に関するものである。この点に関しては、刑事法の罪刑法定主義の観点も含めて考慮して、紙幣類似証券取締法上の「証券」は厳格に解釈されなければならないと考えられる。前述のように、「マネー懇報告書」も電子マネーは「証券」ではないとしているが、同じ立場に立っているものと考えられる。

地域通貨の形態については様々な方式があり、紙幣方式をとるものもあるが、台帳方式をとるものやインターネット上のデータのやり取りだけで済ませるものなどがあり、後者の形態のものに関しては、地域通貨が紙幣類似の作用をなす「証券」に該当することはなく、紙幣類似証券取締法が適用されることはないと解釈されるべきであろう。

第二の論点は、プリカ法制定時に大蔵省が示した見解にかんがみると、地域通貨が「どこでも」、「誰でも」、「何にでも」使える決済手段として利用できるものといえるかどうかである。

具体的な判断基準としては、前述のように、「どこでも」とは、単一店舗、単一施設等の限定があれば、紙幣類似とはしない、「誰でも」とは暗証番号等で使用できる人間が特定されていれば、紙幣類似とはしない、「何にでも」とは、家計の消費活動のうちの相当部分カバーしうるまでの汎用性に至らなければ、紙幣類似とはしない、というものであり、取引や地理的汎用性が増し、流通性や換金性が付与されて、いわばマネーとして機能が高まった地域通貨については、同法との関係が問題となりうる。

具体的には、「どこでも」に関しては、一定の経済的なまとまりを持った地域を意味するのであって、市や町村を対象とする場合もあり得、またかかる行政区画の一部を取り出して考えることもありうる、解されている。したがって、地域通貨の流通範囲について一定の地域的限定を付したとしても、紙幣類似と判断される可能性を排除できない。

しかし、「誰でも」と「何にでも」に関しては、結局は地域通貨の流通性や換金性が高まりマネーとして機能するようにならなければ、紙幣類似とはしないということであり、暗証番号等で使用できる人間が特定されているかどうか、家計の消費活動のうちの相当部分カバーしうるまでの汎用性を有するかどうか、という基準に照らして、ケース・バイ・ケースで判断される必要があると考えられる。この場合、通常地域通貨は、使用できる人間が特定されていたり、家計の消費活動のうちの相当部分カバーしうるまでの汎用性を有しないことから、「誰でも」と「何にでも」という要件が欠けると判断されることが多いと考えられる。

第3の論点は、紙幣類似証券取締法の対象を「証券」以外のものに拡大すべきであるとの立法論からなされる議論との関係である。この立法論は、電子マネーと同法との関係が問題とされたとき、同法は明治39年に制定された法律であり、電子マネーの出現を想定しておらず、通貨秩序の維持という同法の立法趣旨にかんがみ、現代的な法律に整備してもよいのではないかという観点から、提案されたものである。

特に、外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」)九条には「取引等の非常停止」に関する規定があり、外為法の規制対象となる支払手段に電子マネーが追加されたのと同様に、電子マネーについても、本法の規制対象に追加すべだと主張される。

この点に関しては、WIRの形式の場合は電子マネーに関してなされた立法論と同じ議論が成り立ちうる。しかし、それ以外の通常地域通貨の場合は、電子マネーと異なり一定地域での流通に限定されており通貨秩序の維持に与える影響はごくわずかであると考えられることから、仮に立法論的観点から、同法の対象範囲を拡大すべきであると主張される場合においても、対象外にすべきものと考えられる。

もちろん、地域通貨においてもICカードなどの電子マネーが活用される場合があるが、ICカードなどの設計上、地域通貨としての機能の限定がなされている場合は、地域通貨として取扱うことになる。

刑法・通貨及証券模造取締法

地域通貨が通貨に該当しないとすると、通貨発行権を持たない者が発行者となり、通貨類似の作用を有する地域通貨を発行することが、刑法の通貨偽造罪(同法一四八条以下)に該当したり、通貨及証券模造取締法に抵触したりするのではないかが問題となる。

通貨及証券模造取締法は、第一条において「貨幣、政府発行紙幣、銀行紙幣、先換銀行券、国債証券及地方債証券ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ製造シ又ハ販売スルコトヲ得ス」と規定し、第二条は「前条ニ違犯シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁固〔有期懲役〕ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス」としている。

地域通貨に関しては、トロントダラーとW I Rの形式の場合が検討の対象となる。しかし刑法の通貨偽造罪や通貨及証券模造取締法は、真貨に類似した「外觀」を有するものを処罰の対象にしているものであり（一般人が真貨と誤認する外觀を有するものを作るほか、機械が真貨として処理する性質を有するものをつくることも含まれると解釈されている）発行される地域通貨がそのような「外觀」を有するものでない限り、同罪に該当しないと解される。地域通貨においても当事者に「違法性の意識の欠如」があったかどうか争われる場合には、相当の理由の有無がポイントとなると考えられる。

5.2 国民通貨との代替可能性

国際的な製造業を中心とした資金循環と、これから生まれつつある地域に根付いて活動する産業に対する資金循環というものが必要とされているのであり、それを実現する手段として地域通貨の可能性を指摘できる。地域通貨は、既存の資金循環システムを変更するための過渡的な手段として見なすことができる。

地域の自己決定権を考える流れがあり、資金循環についても議論されている。地方の資金需要の有無について考えるとき、市民の意思決定としてハコモノを必要性を議論していく必要がある。地域通貨の導入方法として、地方税納税・公務員給与という切り口がある。地方税の納税について金銭による納付という制約がある。但し、首長が確実と認める有価証券による納税は可能であるので、地域通貨 = 有価証券と見なせば、地域通貨による納税は突破できるのではないだろうか。

手数料・使用料から地域通貨を導入していくのは、法的制約と住民理解からもやりやすい印象がある。公務員給与はこれから下がっていく一方と考えるので、現物給付の一環として地域通貨を使うことができると考える。公務員は地域に貢献したいという意識を持っていることが多いので、地域通貨を活用できる主体と見なすことはできる。

世田谷区のように公共施設使用料を地域通貨で支払えるようにする試みは、地域通貨活用の第一歩と言える。標準税率を超えて税率を設定することは地方に自主権がある。但し、実際には地方議会で通らないという現実がある。一つのアイデアとして、標準税率を超える上乗せ部分について地域通貨を活用するといったことが挙げられる。

5.3 構造改革特区への取り組み（世田谷区）

東京都世田谷区では、市民・行政が対等な立場で地域の課題解決に取り組んでいる。地域が市民に信頼されることを目標に、いいこみゆにてい世田谷を推進している。団塊の世代が大量に地域に戻ってくるので、それに備えてバーチャルコミュニティでも形成して地域に愛着を持ってもらえるような働きかけをしている。その媒介手段がエコマネーであり、リアルな地域交流にも関心を持ってもらえるようにしている。さらに地域内資金循環へとつながることが重要である。市民の合意になっているものに対してアドバンスを与えられるならば、地域通貨を積極的に採用するというのが自治体の立場である。どの程度の行政が介入すべきか、それも重要な問題となっている。

構造改革特区の申請を行ったところ、各省庁にぶつ切りにされて渡され、問い合わせも個々に枝葉末節で返されたという。地域コミュニティ再生という一体の概念が理解されていないようである。申請では、スタンプベースの地域通貨 とボランティア活動ベースの地域通貨 を構造改革特区として提案した。それぞれ、プリペイド型地域通貨と銀行発行型地域通貨を想定している。世田谷区の地域通貨は、銀行との密接な関係で実現するものである。商店街のスタンプ事業で、スタンプ1冊分を銀行に持ち込むことで円貨に換算することが行われているので、地域通貨でも別勘定で扱っていくことができると考えている。

公共施設使用料を地域通貨で支払えるをという検討を行っているが、地域コミュニティ再生が前提であるので、使用料だけを取り上げて決めることはできない。世田谷文学館の入場料については、モデル事業を実施しているエコポイントで支払うことができるようにした。これは区の外郭団体である財団が管理していることから実現しやすかった。自治体の決断だと言われても、何かオーソライズされたものがないと決断しにくいのが現状である。

金融庁との攻防の山になったのは、ボランティアポイントを金融機関で兌換することであった。プリペイドカード法、銀行法についてもやり取りを行ったが、先方も地域通貨についてよく勉強されている印象があった。地域通貨を地域通貨として扱って欲しいという申請をしたのに、地域通貨を日銀券の預金として扱うことは困難という回答をされてしまった。これは問題のすり替えであり、世田谷区は困惑している。

市民の地域通貨に対する反応としては、環境美化運動によってポイントをもらい、商店街で使われると、ゴミを探して1回、商店街に行って2回とまちを見直す機会があったと評価を受けている。有効期限があることによって使う動機が生まれたとの声もあった。

6. 電子決済 / 電子マネー型ローカル通貨の技術的基礎⁴⁶

6.1 電子財布の概念

第1章で取り上げたローカル通貨の理念において示された共貨を実現させるための技術的基礎として、電子財布が構想されている。電子財布は、発行され分配・給付される共貨を入れておく電子金庫と対になる概念である。共貨による取引は、その当事者の電子財布の間での共貨の移転（およびそれに対応した共品の移転）の形をとって行われる。

電子金庫と電子財布は無線通信によって常時接続かつ同期されていて、電子金庫と電子財布の間の共貨の出し入れは、その都度必要に応じて行われると同時に、取引の記録として必要な情報はすべて、電子金庫に保管される。電子財布はGPS機能を備え、紛失・盗難時に対処することが可能である。

電子財布の所有者が、他の電子財布の所有者との間で取引を行うため、他の電子財布とも常時接続されている情報の受発信システムを内蔵していなくてはならない。

共貨を具体化する電子金庫と電子財布の仕様が、異なる地方公共団体が個別に発行する共貨に共通していれば、それはさまざまな共貨にとって共通な全国的プラットフォームとなることができる。個々の個人や組織が、二つ以上の共貨コンパクトに参加しているとすれば、単一の電子金庫や電子財布に、複数の種類の共貨をいれておく事も可能なはずである。

6.2 ICカード

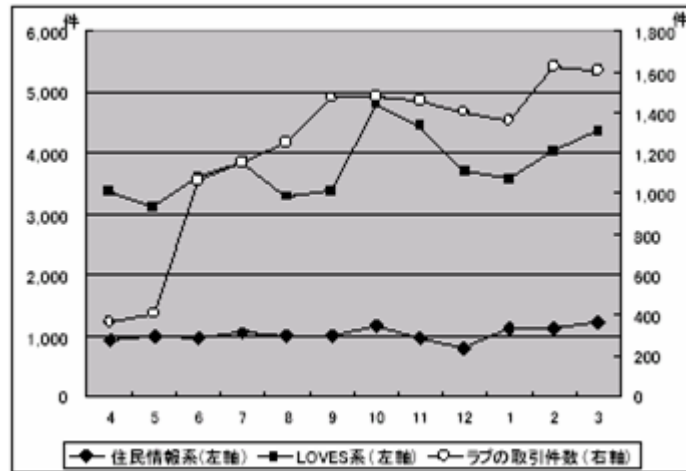
大和市では、経済産業省の「ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業」により、公的分野において共通して利用されることを想定してICカードシステムの20開発が行われている⁵⁾。2003年3月末までに、87,433枚のICカードが大和市では発行され、市民による申請等に基づき81,119枚がLOVES利用に供されている。

このICカードではLOVESというプラットフォームを提供している。現状クラという地域通貨がクローズドなグループで利用しており、その他に野菜をベースにした地域通貨も構想されている。

LOVESでは、地域通貨を外部空間に持ち出すこともできるし、地域通貨同士の交換も可能なプラットフォームになっている。2002年4月から2003年3月までの年間の利用件数は、住民情報系で12,231件、LOVES系が45,467件となっている。月別の利用件数は、住民情報系が約1,000件/40月であるのに対して、LOVES系で約3,000~5,000件/月で推移している（図2）。月別の利用件数を市民へのカード発行枚数で除すとICカードの稼働率は毎月5~7%程度で推移していることになる。

⁴⁶ ローカル通貨研究会(2003/3/27)NTTコミュニケーションズご報告他を基に再構成した。

図 2 ICカードの利用件数とラブの取引件数



今後の運営方法については、参加者の方々との議論によって民主的に進めている。ICカードを使用したことによって、新たに女性や中高年齢層の参加者を獲得している。この層は、従来から都市空間における参加活動を支えてきた市民層である。

大和市のICカードアプリケーションの一つであるLOVESはクリアリングシステムに当てはまるのではないかと考えられる。様々なLOVESがあって、全体のLOVESはクリアリングする役割を負う。但し、バーナード・リエター氏が主張するようなクリアリングハウスにおいては、貨幣的価値と非貨幣的価値の交換は困難である。

6.3 決済システム

商取引において現金決済を用いない場合、支払いを約定する行為に連動して電子的なシステムにより実際に対価相当分を当事者の口座間移動する必要がある。クローズドループとは、支払い行為と資金の受取側への資金移動が1対1で対応しているものを言う。オープンループ（転々流通）は、支払い行為の度に資金移動が伴わず、支払い手段を継続利用するものを言う。

広義の電子マネーは、貨幣価値を電子化してデータ自体に持たせ、これを交換又は増減することにより決済を行う。電子化した貨幣価値を利用者の手元に置くストアバリュー型、電子化した貨幣価値を利用者の手元に置かない支払い指図型がある。

機能から見るとICカード、電子財布、トークン型、センタ管理型などがある。

発行スキームによって電子マネーを分類すると、発行体が単一であれば電子マネーの裏付けとなる資金（見合い資金）を管理する事業者であり、個別機関発行型の場合には利用者に発行した電子マネー額と商店等から環流してきた電子マネー額とを精算（クリアリン

⁴⁷ LOVESに関する数値、図等は大和市より資料提供いただいた。

グ) することが必要になる。

地域通貨の転々流通をシステムとしてどのように対処するのか、ICカード等でバリューを携帯しオフラインで決済する場合のバリュー保護の仕組みをどうするかという課題がある。

転々流通をオフラインで実施する場合には、ICカード等の紛失破損時にバリューの回復が困難である、偽造の発見が遅れる、ICカード発行者と電子マネー発行者が複数存在するときの組合せといったことが問題となる。個人間譲渡のような実質的な転々流通のニーズが遠隔地間でのみ生じることに顧慮すると、ネット転送（センタ経由）のみを可能とすれば問題点をクリアできる。このとき紛失破損時のバリュー復元も可能である。

現時点では、多段のシステム間通信によって決済を行っている。そこにはコストと信頼性の問題がある。多段の通信、一部の障害によって全体が影響を受けるようなことがある。この解決策としては、原則スタンドアロンで決済を行い、決済の勘定精算するにはタイムラグが発生するものだとして位置付けることが挙げられる。加えて電子マネーの偽造防止対策をいかに行うかが重要である。銀行などの勘定系でやっている複雑な処理に比較すると、ローカル通貨のシステムは極めて単純でオープンシステムとして開発できる。

7. 総括

ローカル通貨研究会報告書を総括するにあたって、研究会各報告を踏まえて、地域通貨の発行目的ベクトル及び発行主体ベクトルによるマトリクス整理を行う。加えて、今後ローカル通貨の普及を目指すときに課題となる点についても整理する。

7.1 地域通貨の整理

表 2 地域通貨の発行目的・発行主体によるマトリクス整理

発行目的 発行主体	従来の貨幣論に基づく「貨幣」	共貨 第1章参照	デフレ経済への対応	地域内資金循環の構築	地域再生（換金性有）	地域再生（換金性無）
国家						
地方自治体						
銀行						
商工関係団体						
NPO						

上記のマトリクス整理では、発行主体及び発行目的に応じた大づかみの地域通貨の分類を行っている。発行主体としては、国家、地方自治体、銀行、商工関係団体、NPO を挙げた。発行目的としては、従来の貨幣論に基づく「貨幣」、共貨、デフレ経済への対応、地域内資金循環の構築、地域再生（換金性有・無）を挙げた。正確には「貨幣」は地域通貨ではなく、さらに国民通貨、グローバル通貨としての違いについても触れなければならないが、割愛した。

国民通貨たる「貨幣」を発行する主体は、国家以外は無。対外通貨としての「貨幣」の存在があつてこそ、対内通貨としての地域通貨の存在意義が見いだされる。

共貨については、地方公共団体（地方自治体）によって発行されることが定義されている。その上で、技術的課題が解決されることを前提に複数の共貨を電子財布に入れて運用することが企図されている。

グローバルデフレへの対応については、地域内における国民通貨の代替決済手段として機能する地域通貨が想定されている。共貨もさらに大きな概念の中で構想されているが、グローバルデフレへの対応も考慮されている。発行主体を地方自治体、銀行等にまで拡大することによって、実体経済に対して影響力を持つ地域通貨の多様性を認めるものである。但し、単に国民通貨の機能制限版としての地域通貨を作り出してしまうと、次第に使われなくなってしまうことが経験的に知られており、設計には十分な配慮が求められる。ここ

では国家による通貨発行独占を緩和し、構造改革特区法制等を活用しながら実験的かつ漸進的に実証されていくことが望ましい。構造改革特区には認められなかったものの、北海道留辺蘂町において商品券の転々流通が財務省によって認められたことは先駆的事例として注目に値する。

地域内資金循環の構築については、日本政策投資銀行が神戸みなと銀行と進めているコミュニティクレジットのケースや、地方公共財整備・公共施設使用料・地方税・地方公務員給与といったところに地方自治体が発行主体する地域通貨を利用するケースが具体例として想定されている。地方と大都市部の預貸率の違いを踏まえつつ、地方財政の健全化、地域経済活性化の実現に地域通貨を活用する構想である。

地域再生を目指すことは、1990年代初めから注目されてきた地域通貨の役割の大きな部分を占めている。換金性の有無はあるが、タイムダラー、イサカアワーズ等の海外の事例、日本におけるエコマネーの事例を見れば、地域内における市民の経済行為やボランティア活動を促すことで、地域再生を目指す方向は一致している。

銀行が地域通貨の発行主体になることは、いわば中央銀行が登場する以前に各銀行が銀行券を発行していた時代を彷彿とさせる。東京都世田谷区は、実際に地域内の銀行窓口が商店街のクーポンを実質的に円貨に兌換する業務を行っていることを指摘し、さらに発展させた地域通貨単位による口座開設をも認めるように構造改革特区申請を行っている。地域内資金循環を目的とした地域金融における銀行の役割は重要であり、地域通貨の有力な発行主体としても想定される。

以上のように、地域通貨の発行される目的は様々であり、一括して地域通貨として取り上げることには多少の困難がある。しかしながら、対内通貨としての地域通貨が対外通貨としての国民通貨に対する存在意義を発揮できるように各地で実証的に運用されていくことが、国民的な認知を得る方法であろう。

7.2 地域通貨普及への課題

直接的・間接的な地域通貨普及に関わる課題を以下に示す。

- 国家の通貨発行権に対する地域通貨の除外
- 地域通貨の流通における法的制約問題の解決
- 対内通貨としての地域通貨の設計
- 地域内資金循環を促進するための地域再投資法制の整備
- 商工関係団体による地域経済の再生
- 公民パートナーシップによる地域再生
- 技術的な地域通貨運用上の課題解決

第5章において導入障壁について取り上げたが、国家の通貨発行権に対する挑戦と受け止められることが最も懸念されることであり、その他の法的制約を併せて解決することが、

地域通貨普及には欠かせない。また、国民通貨と地域通貨の役割の違いについても明確に設計を行うことが、地域通貨の流通を促すために重要である。

地域内資金循環を促進するために導入される地域通貨については、アメリカに見られる地域再投資の義務づけを参考にしながら、銀行、商工関係団体、行政が協調することで、所期の目的を達成できるものと考えられる。資金の受け皿としての地場ビジネスについても、第2章で取り上げたコミュニティビジネス等を一つの例としながら、市民起業による社会サービスの代替などを模索していくべきである。そこでは、市民に対して地域通貨を通じた地域内での消費行動を促すインセンティブを与えることが肝要である。地方公共財整備においても、地方自治体が積極的に地域通貨を利用することで、真の意味での公民パートナーシップを市民との間に築くことができるだろう。

技術的課題について触れると、第6章で取り上げたように共貨を実現するための「電子財布」については「電子金庫」とともに既存の技術を活用しながら開発することが可能である。特に地方自治体が発行する住民向けの IC カードに、地域通貨のアプリケーションを実装することは、神奈川県大和市の事例を見ても既に実用段階にある。決済システムの構築に関しても銀行決済よりも容易に開発できる状況にあり、発行主体がどのように費用を調達するかという問題を解決できれば、実用化に大きな障害とならない。

以上

参考資料

地域通貨実践地域リスト⁴⁸

No.	地域	団体名
1	北海道 札幌市	ガバチョ・マネー研究会
2	北海道 札幌市	からっと札幌
3	北海道 札幌市	自主自立まちづくりネットワークSOS
4	北海道 札幌市	北区篠路地区新生町内会
5	北海道 札幌市	北の沢お互い様ネットワーク
6	北海道 札幌市	NPO 法人札幌チャレンジド
7	北海道 小樽市	おたるエコマネー実行委員会
8	北海道 釧路市	釧路公立大学マッシュサークル
9	北海道 稚内市	稚内市教育委員会
10	北海道 帯広市	帯広Ceeの会
11	北海道 帯広市	帯広市役所農林課
12	北海道 帯広市	帯広商工宇会議所青年部
13	北海道 網走市	NPO 法人夢の樹オホーツク
14	北海道 苫小牧市	石ころ農場ガル委員会
15	北海道 富良野市	富良野地域通貨検討会議
16	北海道 黒松内町	くろねっと
17	北海道 栗山町	くりやまエコマネー研究会
18	北海道 下川町	下川産業クラスター研究会
19	北海道 増毛町	ゆうゆうマーシー
20	北海道 女満別町	女満別町地域通貨の会
21	北海道 美幌町	美幌商工会議所美幌 TMO 構想策定研究会
22	北海道 留辺蘂町	地域商品券発行事業(留辺蘂町)
23	北海道 追分町	追分町地域通貨運営委員会
24	青森県 青森市	青森NPOセンター
25	青森県 青森市	NPO法人NPO推進青森会議
26	青森県	エコマネーLASSEくらぶ
27	岩手県 宮古市	岩手県 宮古市
28	岩手県	いわてエコマネー研究会
29	岩手県	岩手県立大学地域通貨研究会
30	宮城県 気仙沼市	気仙沼地区エネルギー懇談会
31	宮城県 登米町	地域通貨グループ座・ハイカラ
32	秋田県 秋田市	あきた地域通貨協議会
33	秋田県 横手市	横手ひらかドーモ委員会
34	秋田県 峰浜村	手這坂活用研究会エコマネー桃源
35	秋田県 六郷町	六郷まちづくり株式会社

⁴⁸ エココミュニティ・ネットワークより資料提供、その他は「地域通貨全リスト(<http://cc-pr.net/list/>)」等より収集

No.	地域	団体名
36	山形県 山形市	アドマネー推進プロジェクト
37	山形県 鶴岡市	鶴岡エコマネー研究会
38	福島県 いわき市	いわきエコマネー研究会
39	福島県 福島市	ちょボラねっと
40	福島県 会津若松市	LETS会津
41	新潟県 岩船郡	新潟県 岩船郡
42	新潟県 新発田市	新潟県 新発田市
43	新潟県 上越市	おまんただすけい~ねかね通貨研究会
44	群馬県 桐生市	桐生市ボランティア協議会
45	群馬県 前橋市	前橋エコマネー研究会
46	群馬県 館林市	まちづくり研究会
47	群馬県前橋市・高崎市	前崎・高崎エコマネー研究会
48	群馬県 太田市	太田エコマネー研究会
49	栃木県 鹿沼市	鹿沼市TMO
50	栃木県 足利市	NPO 法人自然学校 NOSAP
51	千葉県 東金市	どんぐり倶楽部
52	千葉県 千葉市	NPO 法人まちづくりサポートセンター(ピーナッツ)
53	千葉県 市川市	市社会福祉協議会国府台支部
54	千葉県 柏市	「柏・にわとりの会」地域通貨エッグ管理事務局
55	茨城県 谷和原村	西の台エコマネー研究会
56	茨城県 水戸市	NPO 法人和嬉
57	埼玉県 さいたま市	生活クラブ生活協同組合埼玉
58	埼玉県 飯能市	グリーン倶楽部
59	埼玉県 入間市	地域ふれあい通貨「元気」運営委員会
60	埼玉県 富士見市	キラリ ふじみ開館記念事業実行委員会
61	東京都	COMO倶楽部
62	東京都	COCO マネー実験プロジェクト事務局
63	東京都 三鷹市	シニアSOHO普及サロン・三鷹
64	東京都 世田谷区	23区南生活クラブ生活協同組合
65	東京都 世田谷区	NPO 法人玉川まちづくりハウス
66	東京都 世田谷区	烏山駅前通り商店街振興組合
67	東京都 渋谷区	NPO 法人アースディマネーアソシエーション
68	東京都 西東京市	NPO法人セブロス
69	東京都 新宿区	NPO CS21
70	神奈川県 大和市	神奈川県 大和市
71	神奈川県 藤沢市	善行エコマネー研究会
72	神奈川県 川崎市	川崎区エコマネー「福ふくクラブ」
73	神奈川県 横浜市	乙姫エコマネー研究会
74	神奈川県 横浜市	あおばの会
75	神奈川県 開成町	開成町エコマネー研究会
76	神奈川県	エコマネー神奈川ネットワーク
77	山梨県 甲府市	グループ元気市場事務局

No.	地域	団体名
78	山梨県 竜王町	竜王町地域通貨研究会
79	山梨県 高根町	八ヶ岳大福帳
80	山梨県 大泉村	八ヶ岳南麓「猫の手くらぶ」
81	静岡県	ふじのくにNPO活動センターエコマネー推進委員会
82	静岡県	三島エコマネー研究会
83	静岡県 磐田市	静岡県 磐田市
84	静岡県 清水市	清水駅前銀座商店街振興組合
85	静岡県 天竜市	夢未来くんま
86	静岡県 浜松市	NPO法人ヘルスブレイン・ネットワーク
87	長野県 長野市	地域通貨ながのプロジェクト
88	長野県 長野市	長野わくわくボール
89	長野県 飯田市	飯伊地域メディア振興協会エコマネー研究部会
90	長野県 飯田市	南信州地域通貨
91	長野県 諏訪市	湖南かたくりの会
92	長野県 小諸市	結いの里こるもニコニコマネー
93	長野県 伊那市	伊那市エコマネー研究会
94	長野県 駒ヶ根市	駒ヶ根ずらあネット実行委員会
95	長野県 小海村	JA長野八ヶ岳女性部
96	長野県 原町	風の森
97	長野県 穂高村	シャロムヒュッテ安曇野ハートマネー事務局
98	富山県 富山市	NPO法人にぎやか
99	富山県 富山市	富山社会人大楽塾
100	富山県 高岡市	高岡商工会議所、TMO
101	富山県	富山エコマネー研究会
102	石川県 金沢市	くらくらアートプロジェクト
103	石川県 能都町	能都町商工会
104	福井県 小浜市	おばま地域通貨研究会
105	福井県 鯖江市	えちぜん徳世話人会事務局
106	愛知県 名古屋市	LETS 東海研究会なも運営委員会
107	愛知県 豊橋市	豊橋青年会議所
108	愛知県 岡崎市	てんま通り商店街協同組合
109	愛知県 半田市	LETS 知多
110	愛知県 豊川市	社団法人穂の国青年会議所
111	愛知県 常滑市	常滑商工会議所
112	愛知県 設楽町	100ワット・アールの会
113	愛知県 西尾市	エコマネー検討委員会
114	愛知県 豊田市	豊田青年会議所
115	岐阜県 岐阜市	Gちゃんねる 岐阜エコマネー事務局
116	岐阜県 大垣市	マイスター倶楽部
117	岐阜県 多治見市	地域通貨R運営委員会
118	三重県 津市	三重県政策研究ワークショップ・エコマネー研究会
119	三重県 津市	みえ市民活動ボランティアセンター

No.	地域	団体名
120	三重県 伊勢市	NPO 法人伊勢まごころ
121	三重県 青山村	えこころ倶楽部
122	滋賀県 大津市	NPO 法人HCCグループ
123	滋賀県 草津市	NPO 法人地域通貨おうみ委員会
124	滋賀県 草津市	NPO 法人子どもネットワークセンター天気村
125	滋賀県 日野町	外出支援センターひの出
126	京都府 京都市	キョートレッツ事務局
127	京都府 京都市	京都三条会商店街振興組合
128	京都府 京田辺市	きゅう研究会
129	大阪府 大阪市	あべの地域通貨の会
130	大阪府 大阪市	釜ヶ崎のまち再生フォーラム地域通貨流通促進委員会
131	大阪府 大阪市	おおさか LETS 事務局
132	大阪府 吹田市	いのちと食情報センターモモの家
133	大阪府 寝屋川市	大利商店街振興組合・寝屋川あいの会
134	大阪府 箕面市	大阪外語大学
135	大阪府 田尻町	田尻エコマネー実験実行委員会
136	兵庫県 神戸市	NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸
137	兵庫県 神戸市	JA兵庫六甲
138	兵庫県 出石郡	相田区エコマネー運営委員会
139	兵庫県 氷上郡	新しいコミュニティーを創造する会
140	兵庫県 西部	姫路ITエコマネーアクション千姫プロジェクト
141	兵庫県 加古川市	加古川エコマネー実験事務局
142	兵庫県 宝塚市	NPO法人宝塚NPOセンター宝塚エコマネー実験運営委員会
143	兵庫県 龍野市	龍野地区まちづくり協議会 up!
144	奈良県 明日香村	飛鳥川の原風景を取り戻す仲間の会
145	和歌山県 田辺市	県健康アシスト協会
146	和歌山県 新宮市	神倉商店会
147	鳥取県 西伯町	あいのわ銀行
148	鳥取県 日南町	中国山地県境市町村連絡協議会 / 県境サミット
149	島根県 松江市	松江『だがあ』倶楽部
150	島根県 赤来町	赤来町スタンプ会
151	岡山県 岡山市	表町商店街連盟 / 表町地域通貨研究会
152	岡山県 岡山市	岡山エコマネー研究会「BOKKE」
153	岡山県 津山市	エコネット津山
154	広島県 呉市	やまと委員会
155	広島県 府中町	脱温暖化市民協議会
156	広島県 蒲刈町	もしおネットワーク
157	山口県 山口市	山口地域通貨研究会
158	山口県 山口市	やまぐち県介護研究会
159	山口県 美和町	町企画産業課内地域通貨マロン委員会事務局
160	山口県 柳井町	町おこしグループ豊笑家
161	徳島県 阿波町	阿波町タイムダラー研究会

No.	地域	団体名
162	香川県 高松市	高松 LETS
163	香川県 直島町	直島町町商工会女性部
164	愛媛県	愛媛県県民環境部県民交流課
165	愛媛県 松山市	ボランティアグループとなりぐみ
166	愛媛県 松山市	NPO 法人ライフサポート友伍地域通貨運営委員会
167	愛媛県 松山市	ボランティアグループ椿
168	愛媛県 新居浜市	NPO 法人わくわくアイランド大島
169	愛媛県 東予市	さわやかサポート
170	愛媛県 玉川町	ボランティアグループたまたがわ
171	愛媛県 波方町	ゆうゆうヘルプ・波方
172	愛媛県 関前村	ボランティアグループだんだん
173	愛媛県 長浜町	ボランティアグループ・豊茂
174	愛媛県 五十崎町	いかざき榎シール事業事務局
175	愛媛県 津島町	ボランティアグループくじら飛行
176	高知県 高知市	はりまや橋商店街振興組合
177	高知県 高知市	菜園場商店街振興組合
178	高知県 西土佐村	西土佐村商工会
179	福岡県 福岡市	奈良屋まちづくり協議会・地域通貨よかよか実行委員会
180	福岡県 福岡市	NPO 法人電子認証局市民ネットワーク福岡
181	福岡県 久留米市	筑後川流域連携倶楽部
182	福岡県 古賀市	古賀市介護予防・生きがい支援センター
183	佐賀県 富士町	北山湖地域振興公社・北山びっくり倶楽部
184	大分県 別府市	別府八湯竹瓦倶楽部(湯路<ゆる>)
185	大分県 湯布院町	地域内取引システム「yufu」事務局
186	大分県 中津町	地域通貨 fuku 事務局「福は内バンク」
187	熊本県 水俣市	水俣市農林水産課「水俣元気村」女性会議事務局
188	熊本県 水俣市	久木野地域振興会久木野ふるさとセンター「愛林館」
189	長崎県 佐世保市	させばエコマネー研究会
190	長崎県 崎戸町	長崎県崎戸町社会福祉協議会
191	宮崎県 宮崎市	宮崎文化本舗
192	鹿児島県 鹿児島市	オフィス未来
193	鹿児島県 西之表市	NPO 法人ジュントス
194	鹿児島県 入来町	NPO 法人ネイチャリング・プロジェクト
195	鹿児島県 川辺町	地域生活支援センターにじの途
196	鹿児島県 伊集院町	NPO 法人鹿児島文化研究所
197	沖縄県 那覇市	栄町市場商店街振興組合
198	沖縄県 那覇市	うちな～あわ～地域通貨運営委員会
199	沖縄県 読谷村	NPO 法人琉球インフォメーションセンター
200	沖縄県 宮古島	沖縄県 宮古島
201	全国	WAT清算システム
202	全国	Qプロジェクト
203	各青年会議所	日本青年会議所市民セクター・財団支援特別委員会

地域通貨関連文献リスト

和書（翻訳含む）

1. 室田武・多辺田政弘・槌田敦編著『循環の経済学』学陽書房、1995
2. 加藤敏春『エコマネー』日本経済評論社、1998.9
3. 平石裕一『地域再生の協同金融：金融危機を越えて』地域産業研究所、1999.6
4. ジェイムズ ロバートソン著、石見尚、森田邦彦訳『21世紀の経済システム展望 市民所得・地域貨幣・資源・金融システムの総合構想』日本経済評論社、1999.11
5. 河邑厚徳、グループ現代『エンデの遺言：「根源からお金を問うこと」』日本放送出版協会、2000.2
6. あべよしひろ、泉留維『だれでもわかる地域通貨入門：未来をひらく希望のお金』北斗出版、2000.5
7. B.リエター著、小林一紀、福元初男訳、加藤敏春監修『マネー崩壊 新しいコミュニティ通貨の誕生』2000.8
8. 加藤敏春『エコマネーの世界が始まる』講談社、2000.11
9. トーマス・グレコ著、大沼安史訳『地域通貨ルネサンス：まち起こしマネー戦略』本の泉社、2001.2
10. 加藤敏春『エコマネーの新世紀』勁草書房、2001.02
11. 北海道自治政策研修センター政策研究室『豊かなコミュニティづくりを目指す地域通貨の可能性：地域社会の創造的な活性化を求めて』北海道自治政策研修センター政策研究室、2001.3
12. デビッド・ボイル著、馬頭忠治、塚田幸三訳『ロンドンと地域通貨』千葉まちづくりサポートセンター、2001.6
13. 加藤敏春『あたたかいお金「エコマネー」』日本教文社、2001.06
14. 子安美知子監修、広田裕之著『パン屋のお金とカジノのお金はどう違う？ ミヒヤエル・エンデの夢見た経済・社会』オーエス出版、2001.7
15. リチャード・ダウスウェイト著、馬頭忠治、塚田幸三訳『貨幣の生態学 単一通貨制度の幻想を超えて』北斗出版、2001.8
16. 丸山真人、森野栄一編著『なるほど地域通貨ナビ』北斗出版、2001.8
17. 白川昌生『美術、市場、地域通貨をめぐって』水声社、2001.11
18. あべよしひろ『ボクらの街のボクらのお金』さんが出版、2002.2
19. 坂本龍一、河邑厚徳編『エンデの警鐘 地域通貨の希望と銀行の未来』日本放送出版協会、2002.4
20. デビッド・ボイル著、松藤留美子訳『マネーの正体 地域通貨は冒険する』集英社、2002.7

21. 加藤敏春 『エコマネーはマネーを駆逐する』 勁草書房、2002.8
22. 西部 忠 『地域通貨を知ろう 岩波ブックレット (No.576)』 岩波書店、2002.8
23. エドガー・カーン著、ヘロン久保田雅子、茂木 愛一郎訳 『この世の中に役に立たない人はいない 信頼の地域通貨タイムダラーの挑戦』 創風社出版、2002.10
24. ぶぎん地域経済研究所 『やってみよう!地域通貨』 学陽書房、2003.3

洋書

1. Michael Neary and Graham Taylor (1998) Money and the Human Condition; Macmillan、 Basingstoke; 152pp (hb); ISBN 0-333-65959-7
2. Peter English (1999) Fire Through the Haze: a radical down-to-earth philosophy of life promoting harmony in the new millennium、 Lifetide Publications、 Southampton、 170pp; ISBN 0-9537528-0-1
3. Courtney L. Coffing (2000) World Notgeld、 1914-1947 2nd eds: A Guide & Checklist and Other Local Issue Emergency Money、 Krause Pubns 、 400pp; ISBN: 0873418107
4. Joseph Huber、 James Robertson (2000) Creating New Money、 New Economics Foundation; ISBN: 1-89940-729-4
5. John Barry and John Proops (2000) Citizenship 、 Sustainability and Environmental Research: Q methodology and Local Exchange Trading Systems、 Edward Elgar、 Cheltenham; 115pp; ISBN 1-84064-252-X
6. David Boyle (2000) Funny Money: in search of alternative cash、 HarperCollins、 London; 228pp; ISBN 0-00-653067-2
7. Edgar S Cahn (2000) No More Throw-Away People: the co-production imperative、 Essential Books、 Washington DC、 210pp; ISBN 1-893520-02-1
8. Martin Simon (2000) On Becoming a Time Broker: the complete guide to running a time bank、 Fair Shares、 Gloucester
1. Colin C. Williams、 Theresa Aldridge、 Roger Lee、 Andrew Leyshon、 Nigel Thrift & Jane Tooke (2001) Bridges Into Work?: an evaluation of local exchange trading schemes (lets)、 The Policy Press、 Bristol、 62pp; ISBN 1-86134-329-9
2. Thomas H Greco Jnr (2001) Money: understanding and creating alternatives to legal tender、 Chelsea Green Publishing Company、 295pp; ISBN 1-890132-37-3
3. Bernard Lietaer (2001) The Future of Money: creating new wealth、 work and a wiser world、 Century、 London、 371pp; ISBN 0-7126-8399-2

地域通貨学術誌

International Journal of Community Currency Research、 Leicester Univ、 UK

研究会開催記録

回	開催日	内 容
第一回	2002年 12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ご挨拶（加藤名誉会長、公文会長） ・研究会参加者自己紹介 ・研究会の進め方等の説明（加藤主査） ・「“共貨”による日本再生構想」（公文会長） ・自由討議
第二回	2002年 12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコマネー、地域通貨の動向と今後の展開」（加藤主査） ・「いいこみゆにてい世田谷について」（田中茂） ・自由討議
第三回	2003年 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方分権と地方財政の危機 - 「地域主権」の確立に向けて - 」 （跡田、田中宏樹） ・「地域通貨（エコマネー）導入に伴う法律上の問題について」（加藤主査） ・「構造改革特区構想提案書（第2次の新規提案用）」（田中茂） ・自由討議
第四回	2003年 2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・「貨幣論と贈与論 - 地域通貨は通貨なのか？」（岩井） ・「デフレ対策と地域通貨：最近のインフレターゲットを巡る論争から考える」（小澤） ・自由討議
第五回	2003年 3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・「ローカル通貨実現システムの基礎的な考察」（NTTコミュニケーションズ） ・地方自治体等における事例紹介 ・自由討議
第六回	2003年 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書構成案について ・「新しいネットワーク理論からみた通貨」（丸田） ・自由討議
第七回	2003年 5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案の説明（公文会長、加藤主査） ・報告書案に対する意見交換 ・ご挨拶（加藤名誉会長、遊佐）

備考)「 」内は、プレゼンテーション・タイトルを示す。

研究会名簿

	名 前	組織名	肩書等
名誉会長	加藤 寛	千葉商科大学	学長
会長	公文俊平	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター	所長
主査	加藤敏春	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター	教授
副主査	丸田 一	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター	助教授
理論・制度	跡田直登	慶應義塾大学	教授
	小澤太郎	慶應義塾大学	教授
	前田正尚	日本政策投資銀行	政策企画部長
	田中宏樹	PHP研究所	国家経営研究部主任研究員
技術・システム	澤田 純	NTTコミュニケーションズ(株)	コンシューマ&オフィス事業部、企画部長/IPサービス部長
	遊佐 洋	NTTコミュニケーションズ(株)	取締役eスマートトラストサービス部長
	奥平 進	NTTコミュニケーションズ(株)	eスマートトラストサービス部ICカード推進プロジェクト担当課長
	桜井俊明	NTTコミュニケーションズ(株)	eスマートトラストサービス部開発営業部門担当課長
	服部正太	(株)構造計画研究所	代表取締役社長
地域	田中 茂	世田谷区	生活文化部参事
	小林 隆	大和市	大和市企画部情報政策課(副主幹)・慶應大学SFC研究所(訪問所員)
	水澤千秋	千葉県	商工労働部経営支援課長
	白井幸雄	千葉県	商工労働部経営支援課商業振興班
	石田晶久	千葉県	
	飯田浩子	千葉県	
	吉永 誠	(株)千葉興業銀行	常務取締役
	田植治郎	(株)千葉興業銀行	営業統括部FP推進室長
	曾禰純一郎 (2003年3月まで)	川崎市	総合企画局企画部長
	船橋兵悟 (2003年3月まで)	川崎市	総合企画局臨海部整備推進室主幹
	三浦 淳 (2003年4月から)	川崎市	総合企画局企画部長
	鴻巣玲子	川崎市	総合企画局政策部
	中村 茂	川崎市	総合企画局政策部
	北沢仁美	川崎市	総務調整担当
	山崎一樹	福岡市	財政局長
	野平匡邦	銚子市	市長
	長谷川正広 (銚子市長代理)	銚子市	企画調整部企画政策課
苅部嘉仁	自治調査研究会	代表	
事務局	石橋啓一郎	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター	研究員
	佐護千草	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター	公文所長秘書
	和泉徹彦	千葉商科大学	非常勤講師